

# 多賀城市 教育振興基本計画

---

～歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち～

(平成29年度～平成32年度)

多賀城市教育委員会

## 目 次

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 第1章 計画の策定にあたって .....          | - 1 -  |
| 第1節 計画策定の主旨・背景 .....          | - 1 -  |
| 第2節 計画の位置づけ .....             | - 1 -  |
| 第3節 計画の期間 .....               | - 2 -  |
| 第2章 教育の基本的な考え方 .....          | - 3 -  |
| 第1節 基本方針 .....                | - 3 -  |
| 第2節 基本目標 .....                | - 3 -  |
| 第3章 教育を取り巻く社会環境 .....         | - 5 -  |
| 第4章 施策の体系 .....               | - 9 -  |
| 第5章 基本的施策 .....               | - 10 - |
| 第1節 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上..... | - 10 - |
| 第2節 学校教育の充実 .....             | - 17 - |
| 第3節 生涯学習の推進 .....             | - 37 - |
| 第4節 市民スポーツ社会の推進 .....         | - 44 - |
| 第5節 文化財の保護と活用 .....           | - 48 - |
| 第6節 東日本大震災からの復興 .....         | - 55 - |
| 第6章 計画の推進にあたって .....          | - 62 - |
| 資料編 .....                     | - 63 - |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の主旨・背景

科学技術の進歩や国際化、情報化の進展などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化しています。また、人間関係の希薄化に伴い、家庭や地域での教育力が低下しています。

このような中、平成18年12月に改正された教育基本法（昭和18年法律第120号）では、政府に教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されています。

これを受け、本市では、長期的な展望のもと、教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策を推進するため、「多賀城市教育振興基本計画」を策定しました。

### 第2節 計画の位置づけ

国においては、教育基本法第17条第2項<sup>①</sup>に基づき、平成20年7月に第1期の「教育振興基本計画」、平成25年6月には第2期の「教育振興基本計画」を策定しています。また、宮城県においても、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定しましたが、東日本大震災後の状況変化を踏まえて、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定しました。

本市の計画は、これら国・県の計画を受けて策定されたもので、多賀城市の教育に関する指針となるものです。

また、「第五次多賀城市総合計画」に掲げる教育分野の大綱を実現するものとして、教育にかかわる各種の計画（2ページ図）と連携を図るとともに、東日本大震災からの復興に向けた将来像や取組の道筋を示す「多賀城市震災復興計画」との整合を図り、教育分野の復興を推進します。

---

① 教育基本法第17条：（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【図 関連計画一覧】

| 計画名／年度<br>(平成)                    | 20                           | 21 | 22                       | 23 | 24 | 25                       | 26                       | 27                       | 28                    | 29                | 30 | 31 | 32 |
|-----------------------------------|------------------------------|----|--------------------------|----|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------------|----|----|----|
| 国<br>教育振興基本計画                     | 第Ⅰ期計画<br>(平成20年度～平成24年度)     |    |                          |    |    | 第Ⅱ期計画<br>(平成25年度～平成29年度) |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 宮城県<br>教育振興基本計画                   |                              |    | 第Ⅰ期計画<br>(平成22年度～平成28年度) |    |    |                          |                          | 第Ⅱ期計画<br>(平成29年度～平成38年度) |                       |                   |    |    |    |
| 第五次<br>多賀城市総合計画                   |                              |    | 平成23年度～平成32年度            |    |    |                          |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 多賀城市<br>震災復興計画                    |                              |    | 平成23年度～平成32年度            |    |    |                          |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
|                                   |                              |    | 【復旧期 3年】<br>平成23～25年度    |    |    | 【再生期 4年】<br>平成26～29年度    |                          |                          | 【発展期 3年】<br>平成30～32年度 |                   |    |    |    |
| 多賀城市教育<br>振興基本計画                  |                              |    |                          |    |    |                          |                          |                          |                       | 平成29年度<br>～平成32年度 |    |    |    |
| 多賀城市立<br>図書館基本計画                  | 第1次計画<br>(平成11年度～平成25年度)     |    |                          |    |    | 第2次計画<br>(平成26年度～平成32年度) |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 多賀城市立<br>図書館移転計画                  |                              |    |                          |    |    | 平成26年度～<br>平成27年度        |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 多賀城市子ども読<br>書活動推進計画               | 第1次計画<br>(平成18年度～平成<br>22年度) |    | 第2次計画<br>(平成23年度～平成27年度) |    |    |                          | 第3次計画<br>(平成28年度～平成32年度) |                          |                       |                   |    |    |    |
| 社会教育施設等運<br>営改革指針                 | 平成21年度～                      |    |                          |    |    |                          |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 大代(山王)地区公民館<br>地域コミュニティ拠点実<br>施計画 | 平成21年度～                      |    |                          |    |    |                          |                          |                          |                       |                   |    |    |    |
| 多賀城市スポーツ<br>推進計画                  |                              |    |                          |    |    |                          |                          |                          |                       | 平成29年度<br>～平成32年度 |    |    |    |
| 特別史跡多賀城跡附<br>寺跡 第3次保存管<br>理計画     |                              |    | 平成23年度～平成32年度            |    |    |                          |                          |                          |                       |                   |    |    |    |

### 第3節 計画の期間

計画期間は、平成29年度から「第五次多賀城市総合計画」の終了年度となる平成32年度までの4年間とします。ただし、国および県の計画改訂さらには社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを図ります。

## 第2章 教育の基本的な考え方

本市のまちづくりの指針である「第五次多賀城市総合計画」では、将来都市像を「未来を育むまち 史都多賀城」と定め、これの実現に向けて、7つの政策と32の施策を設けています。

このうち、教育分野に関しては、次のように定めています。

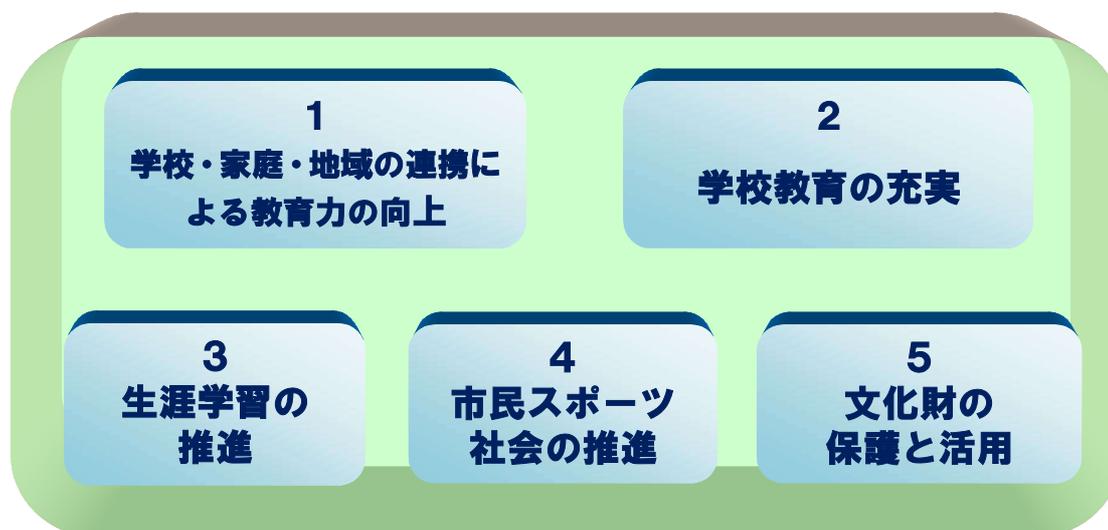
### 第1節 基本方針

#### 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち

- 学校・家庭・地域が連携し、次代を担う子どもたちが心身ともに健全に成長できる社会の実現を目指します。
- 市民が豊かな人生を送れるように、学習・文化・スポーツ活動を実践でき、その成果を生かすことができる社会の実現を目指します。
- 本市の大きな財産である文化財が適切に保存、継承され、市民が歴史と文化に誇りを持てるまちを目指します。

### 第2節 基本目標

基本方針に基づき、次に掲げる5つの目標を設定します。



## ◎ 基本目標の考え方

### 1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちが心身ともに健全に育つよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携することで、一人ひとりの子どもの成長を支え、導ける社会の実現を目指します。

### 2 学校教育の充実

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、発達段階に応じた、体系的、計画的な教育内容を編成し、一人ひとりの子どもに「生きる力」が確実に身に付く教育を実践します。

### 3 生涯学習の推進

一人ひとりの市民が生涯にわたり豊かな人生を送れるよう、各人の興味、関心やライフスタイルに応じた学習に取り組める環境づくりを進め、その成果を生かせる社会の実現を目指します。

### 4 市民スポーツ社会<sup>①</sup>の推進

一人ひとりの市民がライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう、スポーツ環境の充実を図ります。

### 5 文化財の保護と活用

本市の貴重な財産である文化財を適切に保護し、次の世代へ継承するとともに、一人ひとりの市民がさらに歴史に関心を持てるよう、文化財の積極的な活用を進めます。

---

<sup>①</sup> 市民スポーツ社会：近隣の学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、地域住民の主体的な運営により、すべての年代の人々が生涯を通じてスポーツに親しめる環境が整っている社会。

## 第3章 教育を取り巻く社会環境

### 1 わが国における諸情勢の変化と本市を取り巻く状況

#### (1) 少子高齢化・人口減少社会

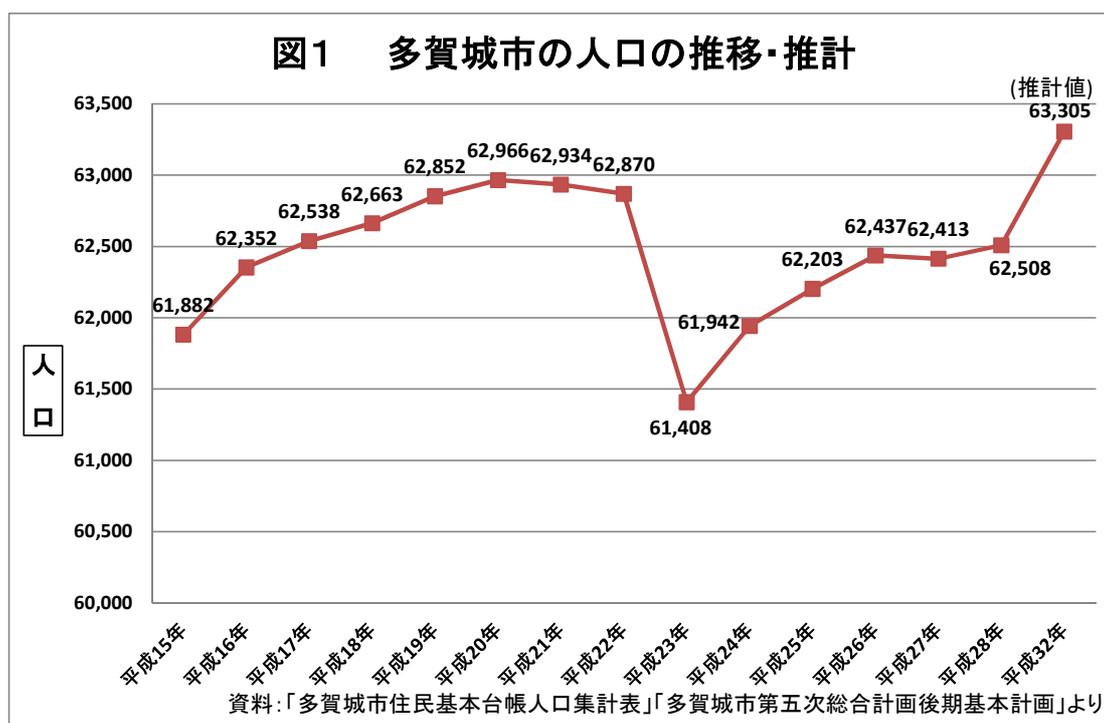
わが国の人口は、2010年(平成22年)の約1億2,800万人から、50年後の2060年(平成72年)には、3割減の約9,000万人となり、そのうちの4割が65歳以上の高齢者になると推計されています。

少子高齢化の進行に伴い、生産年齢(15歳～64歳)人口の減少による経済活動の停滞や年金・医療・介護等社会保障費の増大など、若い世代の負担の増加が懸念されています。

今後、少子化対策を推進するとともに、若い世代の人材の育成を図り、維持・発展が可能な社会を構築していくことが課題となっています。

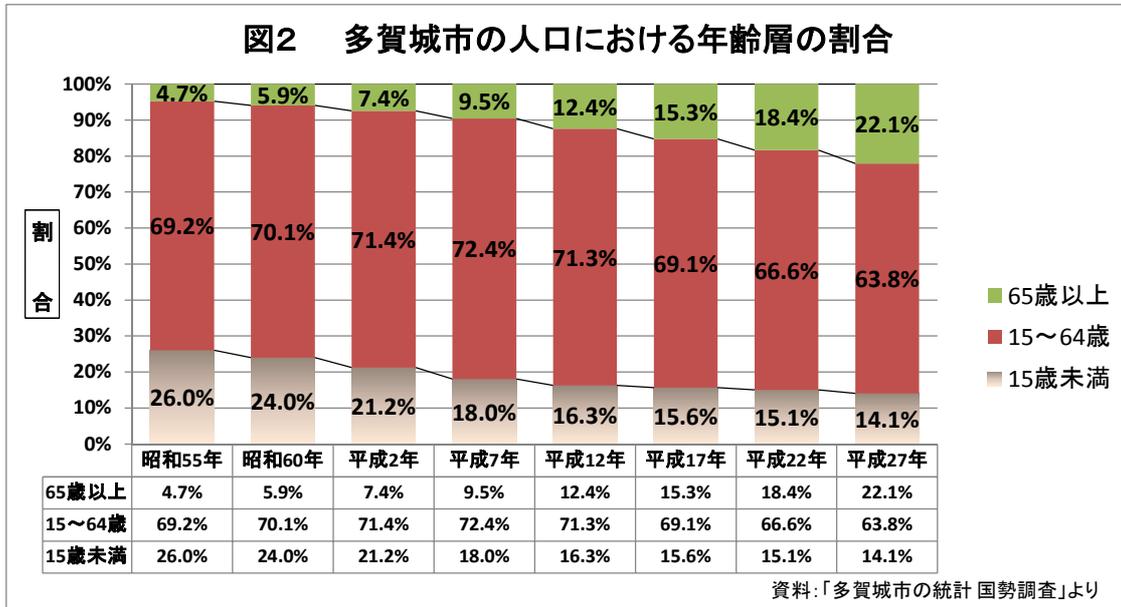
工業都市として発展した昭和20年代に、本市の人口は急増し、その後も、仙台市に隣接する地域性などから緩やかに増加してきましたが、平成20年の約6万3,000人をピークに、減少に転じています。

平成23年には、東日本大震災の影響により、前年比で1,462人減の6万1,408人となりましたが、平成28年には、6万2,508人までに回復しました(図1)。

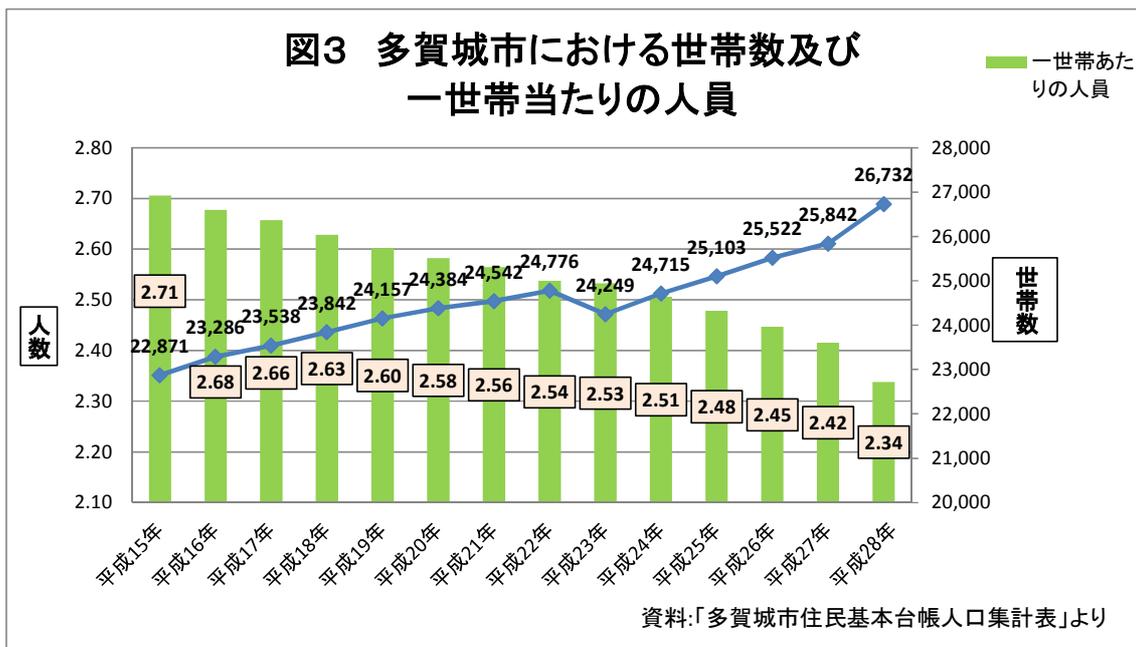


### 第3章 教育を取り巻く社会環境

本市は、優良な工業地帯を有していることなどから、人口の3分の2が生産年齢人口です。しかし、15歳未満の年少者の占める割合は、年々低下傾向にあり、少子化が進んでいます（図2）。



また、ここ10年間の一世帯当たりの人員の推移をみると、毎年人数が減少しており、本市においても、核家族や一人暮らし世帯が増加していることがうかがえます（図3）。



## (2) グローバル化・高度情報化社会

近年、社会、経済、文化においても、急速なグローバル化<sup>①</sup>が進んでいます。特に、インターネットや携帯電話の普及は、リアルタイムな情報伝達を可能とし、私たちの生活においても世界が身近に感じられるなど、地域社会のあり方が大きく変化しています。

このように、グローバル化が進展する中、国際的な視野を持ち、社会をリードできる人づくりの重要性が高まっています。

また、国際理解の上では、他国の文化・伝統などを相互に理解し、尊重することが重要となることから、お互いの交流を図る上からも、日本の文化・歴史を学ぶ機会が求められています。

## (3) 地域コミュニティの希薄化

今日、地域社会における人間関係の希薄化が指摘されています。地域コミュニティは、郷土の伝統や文化を次世代へ継承していく役割も担っています。また、災害発生時における住民の安否確認や避難など、安全を確保する上で大きな力を発揮することから、今後とも、地域における人と人との絆を強化して、地域力を高めていくことが大切になっています。

## (4) 東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大津波により、多く尊い命や先人たちが築き上げてきた大切な財産が一瞬のうちに失われました。

一方、この震災は、災害に強いまちづくりの必要性や地域コミュニティの重要性など、多くの課題と教訓を私たちに残しました。

教育の分野においても、災害に強い施設の整備を図るとともに、災害の記憶や経験を風化させない取組が大切になっています。

---

① グローバル化：世界中の国々、人々が国境を越えてより緊密に結びつけられるようになること。

## 2 多賀城市の教育の現状と課題

本市の子どもたちは、素直で明るく、目標に向かって努力するという長所があります。今回の東日本大震災においても、被災経験を糧にして、復興に向け前向きに行動していく姿勢が見受けられます。

一方で、基本的な生活習慣が身につけていない、コミュニケーション能力や発想力、企画力が低いといった傾向がみられます。

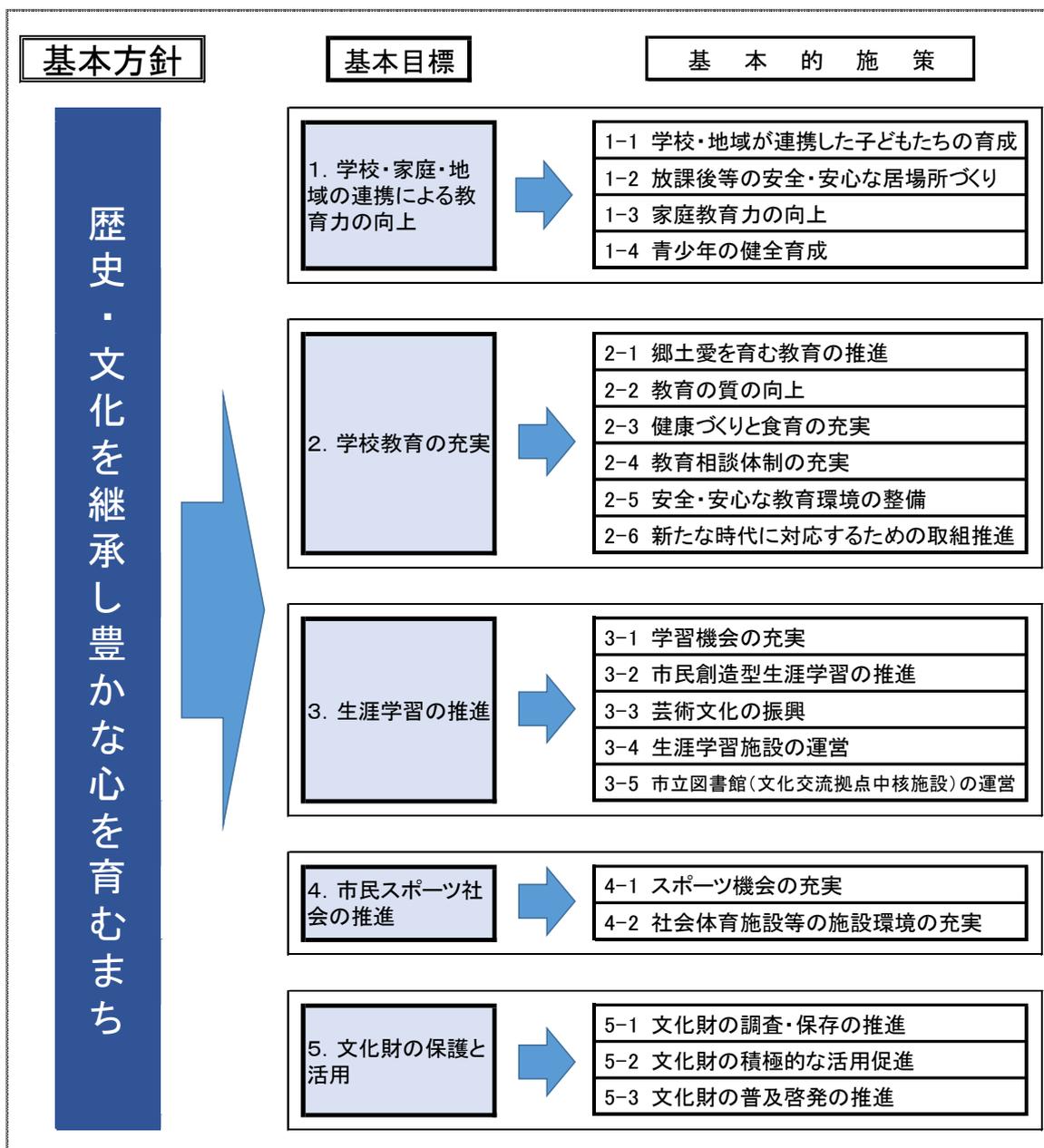
学校教育においては、子どもの長所を生かしながら、自分の力を自覚し、自己肯定感をもって、生涯にわたり自ら学んでいく力を育む環境の整備が求められています。さらに、学校・家庭・地域が連携・協働して、将来の多賀城を担う、たくましい、大きな夢をもった子どもを育む必要があります。

また、東日本大震災の影響を受け、心のケアが必要な児童生徒や経済的支援を要する家庭が増加していることから、関連する機関との連携を強化して迅速な対応を図る必要があります。

生涯学習の推進においては、地域の学習団体やサークル、愛好会が公共施設を活用し、文化・スポーツ活動を活発に実施していることから、このような市民組織等との協働による学習事業を一層充実させるとともに、学習の成果を生かせる機会を創出する必要があります。

文化財の保護においては、行政と学校、地域が連携して、普及啓発や公有化した史跡の幅広い活用などに取り組み、市の大切な財産である歴史文化遺産に触れる機会を拡充していく必要があります。

第4章 施策の体系



## 第5章 基本的施策

### 第1節 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

#### 【基本目標の目指す姿】

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしています。

#### 1-1 学校・地域が連携した子どもたちの育成

#### 【目指す姿】

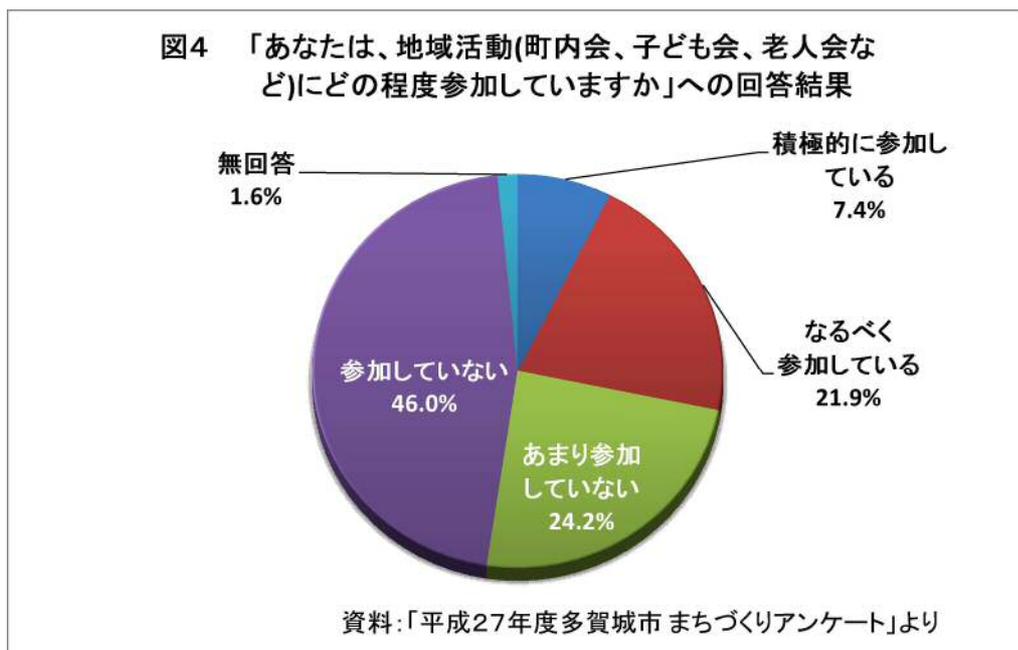
地域住民と学校が連携して、子どもたちを育む取組を行っています。

#### 動向と課題

##### (1) コミュニケーションの向上

全国的な傾向として、地域コミュニティの希薄化により、子どもたちが地域の中で異なる年齢の人々とふれあう機会が少なくなったほか、放課後の時間を一人で過ごすことが多くなっています。

本市でも、地域活動への参加者が減少傾向にあり、活動が難しくなっている地域子ども会があるなど、地域内でのコミュニケーション不足が深刻化していることから、これらを解消する取組が求められています。（図4）



第1節 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

**(2) 地域で支える教育**

近年、子どもの心の活力低下が懸念されており、その背景として、家庭・地域社会の教育力の低下などが指摘されています。

地域の中で、PTA<sup>①</sup>活動やスポーツ、文化活動を通じた人と人とのつながりを生かし、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくりが課題となっています。

**基本的施策**

**(1) コミュニケーションの向上**

自治会や地域の子ども会による行事等の催しに、世代を超えた多くの人々が参加できるよう、地域での絆を深める環境づくりに向けた啓発機会の充実を図ります。

東日本大震災後、地域における人と人とのつながりや地域での支え合いの大切さが改めて認識されています。市民団体や地域のボランティアなどとの協働により、コミュニケーションの向上を図る取組を進めます。

(第5章 第6節に再掲)

**(2) 地域で支える教育**

PTA活動やスポーツ、文化活動にかかわる地域活動を推進しながら、心豊かな子どもたちの育成を図ります。

地域のボランティアが学校の教育活動の支援に携わるなど、地域ぐるみで子どもを育てるための学校・家庭・地域が連携・協働した取組の充実を図ります。

---

① P T A(Parent-Teacher Association) : 各学校に組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。

### 1-2 放課後等の安全・安心な居場所づくり

#### 【目指す姿】

子どもの放課後等における居場所が確保されています。

#### 動向と課題

就労環境や家族形態の変化、社会参加活動の多様化に伴い、放課後に子どもだけで過ごす時間が増えています。男女共同参画社会の進展により、地域全体で子どもを育てる機運も高まっています。

子どもたちが、自主学習の習慣や体力づくりを行う上で安全で安心な居場所づくりが求められています。

#### 基本的施策

放課後や休日に子どもたちが学習や遊び、スポーツなどを行える安全、安心な居場所の確保に努めるとともに、見守りなどを通じた地域住民との関わりを深める取組の充実を図ります。

1-3 家庭教育力の向上

【目指す姿】

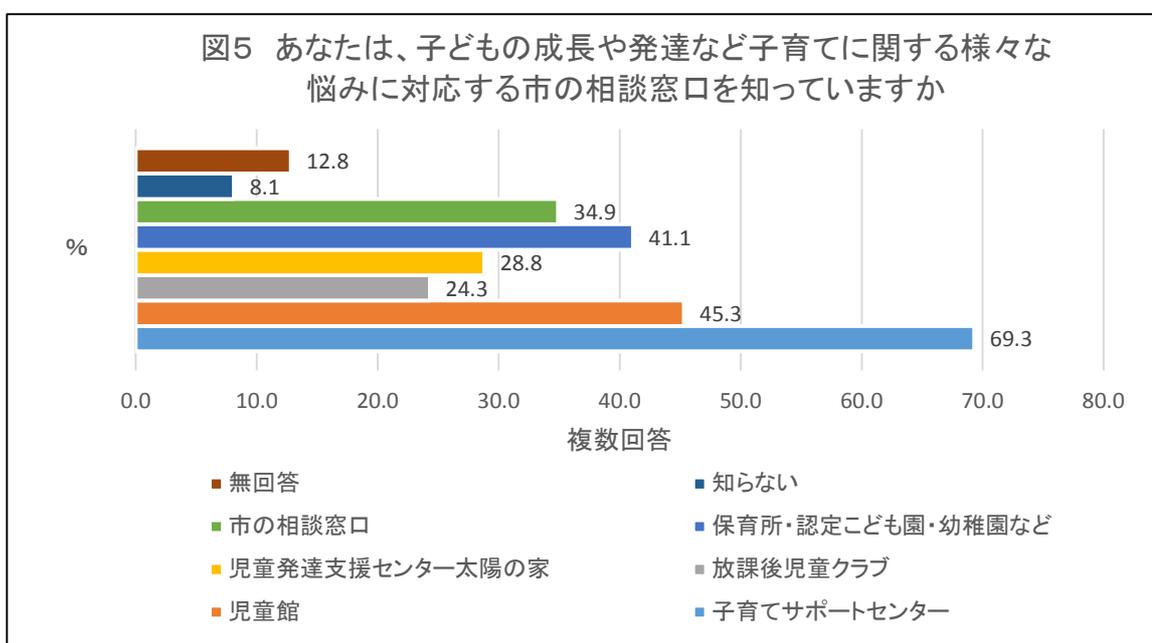
家庭教育の大切さを認識し、子どもを育てています。

動向と課題

(1) 子育て不安の解消

核家族化の進行などにより、世代間での子育てに対する情報の継承機会が減少し、多くの保護者が子どものしつけや接し方に不安を感じています。

(図5)



(2) 情報を正しく理解する力の向上

情報化社会の進展により、パソコンや携帯電話が一般家庭にも普及し、インターネットやゲームに熱中する子どもたちが増えています。

瞬時に多くの情報を入手することが可能となっていることから、それらの情報を正しく理解する力が必要とされています。

(3) 生きる力の醸成

あいさつや家庭での手伝いなど、基本的な生活習慣を身につけ、家庭内のルールづくりや子どもの自主性を生かす取組を進めることが必要です。

**基本的施策**

**(1) 子育て不安の解消**

保護者が、家庭教育の大切さを認識するために、子育てに関する学びの機会や情報を提供します。

**(2) 情報を正しく理解する力の向上**

子どもたちがインターネットの情報を正しく使えるように、保護者への研修会を開催するなど、学校やPTAが連携した家庭教育の取組を進めます。

**(3) 生きる力の醸成**

子どもたちの生きる力を育み、心身ともに調和のとれた発達を促すために、PTAや関係機関との協力体制を強化し、保護者相互の情報交換や学びの場を充実します。

## 1-4 青少年の健全育成

## 【目指す姿】

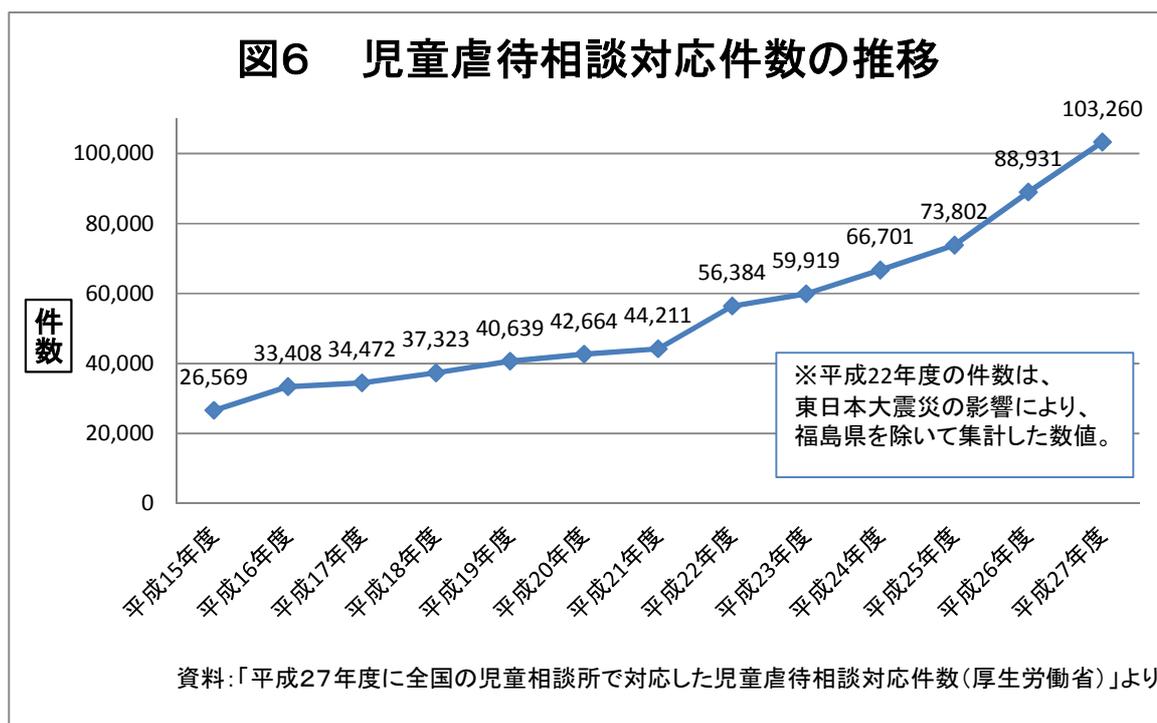
多くの市民の様々な取組により、児童・生徒が健全に育っています。

## 動向と課題

## (1) 子どもたちの健全育成

携帯電話やインターネットの普及により、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースや、家庭においては、虐待等が社会的問題となっており、これらに関する相談件数も増加傾向にあります。（図6）

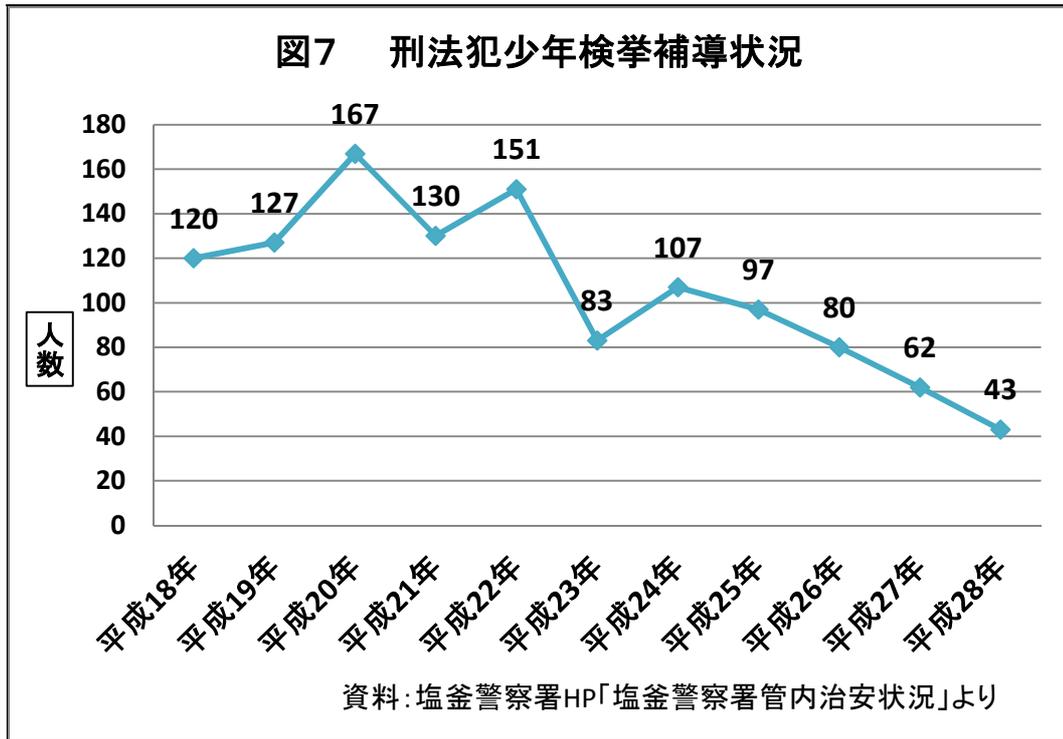
子どもたちに他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、公共心や規範意識を育むとともに、いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの、問題を解決する取組が求められています。



## (2) 子どもが巻き込まれる犯罪の防止

青少年指導員や地域ボランティアなどによるパトロール体制が強化されたため、刑法犯少年の数は減少傾向にありますが、青少年が犯罪に巻き込まれないよう、子どもたちの見守り体制を継続していく必要があります。

（図7）



## 基本的施策

### (1) 子どもたちの健全育成

「こどもナヤミ相談フリーダイヤル」や「児童生徒の不登校・悩み相談」を進めるとともに、児童生徒に対する生徒指導上の課題については、日ごろから学校と連携して、教職員研修の充実、保護者への広報啓発活動などを推進します。

### (2) 子どもが巻き込まれる犯罪の防止

青少年補導員による市内商業施設等の巡回指導や学校と地域が連携した見守り活動を推進します。また、子ども電話相談の運営や青少年育成センター<sup>①</sup>で実施する不登校・悩み相談など、関係機関との連携を深めながら相談体制の強化を図ります。

<sup>①</sup> 青少年育成センター：学校、家庭及び地域社会の連携の下に、青少年の健全育成に関する活動を推進しており、相談には青少年指導員が当たっている。

第2節 学校教育の充実

【基本目標の目指す姿】

児童・生徒が充実した学校生活を送っています。

2-1 郷土愛を育む教育の推進

【目指す姿】

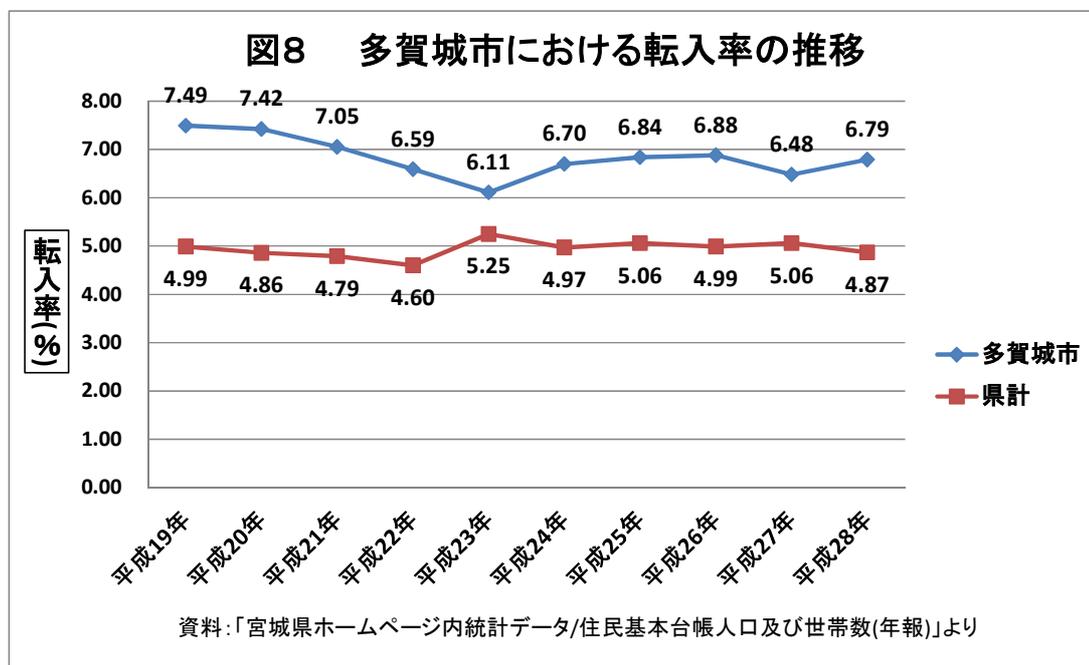
多賀城を知り、多賀城を語れるように学んでいます。

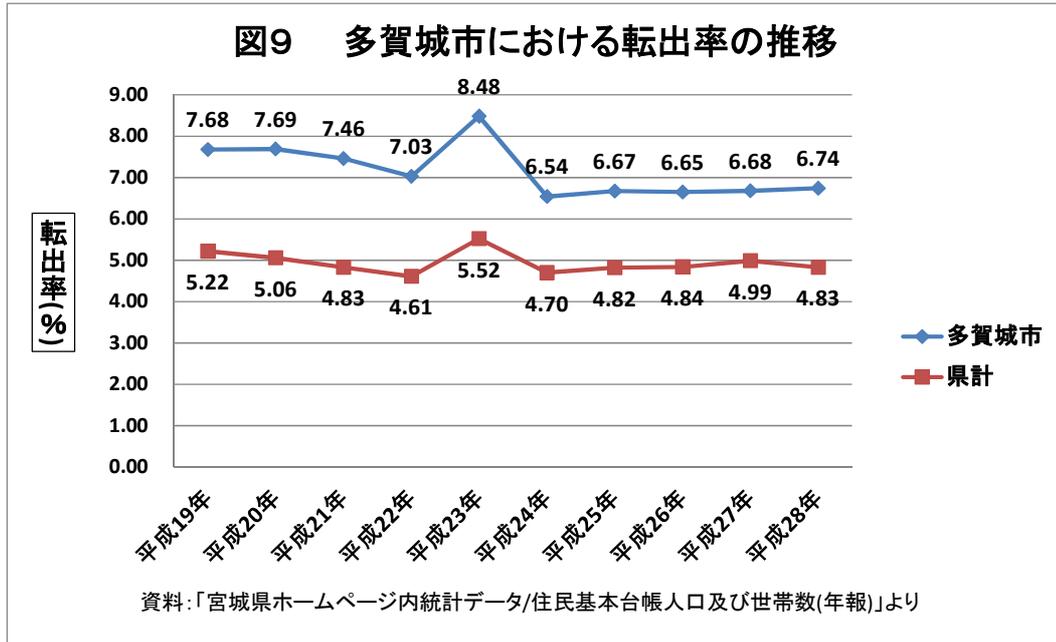
動向と課題

(1) 郷土への思いを育てる教育

本市は県内でも人口移動が激しい都市であり、転校や進学、就職で市外に転出する子どもが多いことから、市民の間には郷土愛の醸成や地域に根ざした学校教育を求める声が多くあります。(図8・9)

本市の教育重点目標に、「多賀城を知り、多賀城を語れる児童生徒の育成」がありますが、郷土愛を育むためには、市の歴史や文化を生かした地域の教材化や、児童生徒の地域行事への積極的参加を進める必要があります。

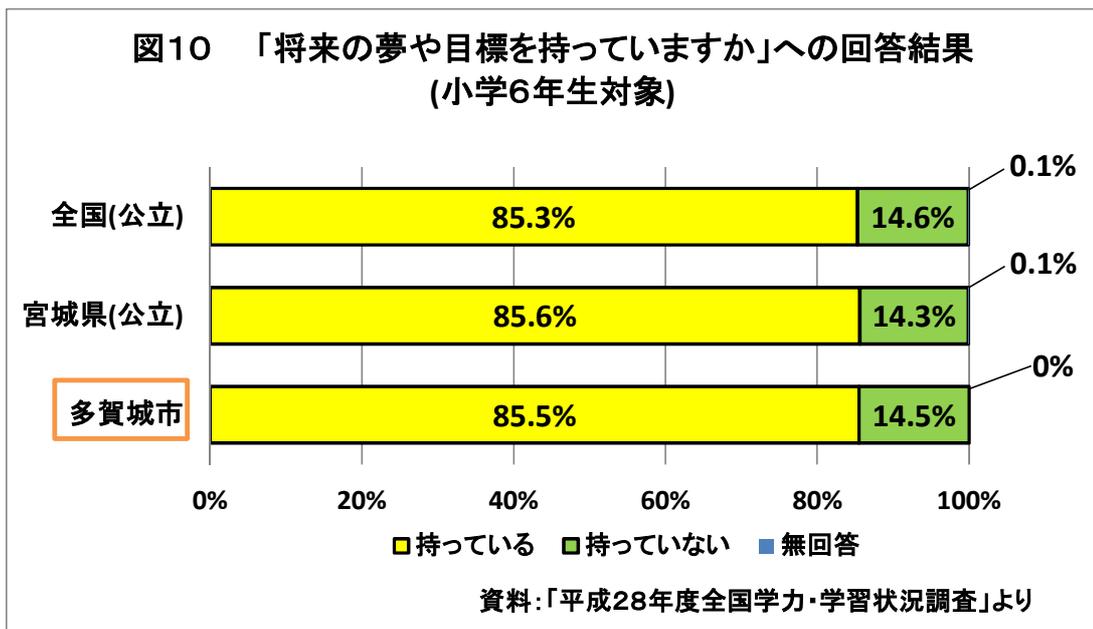


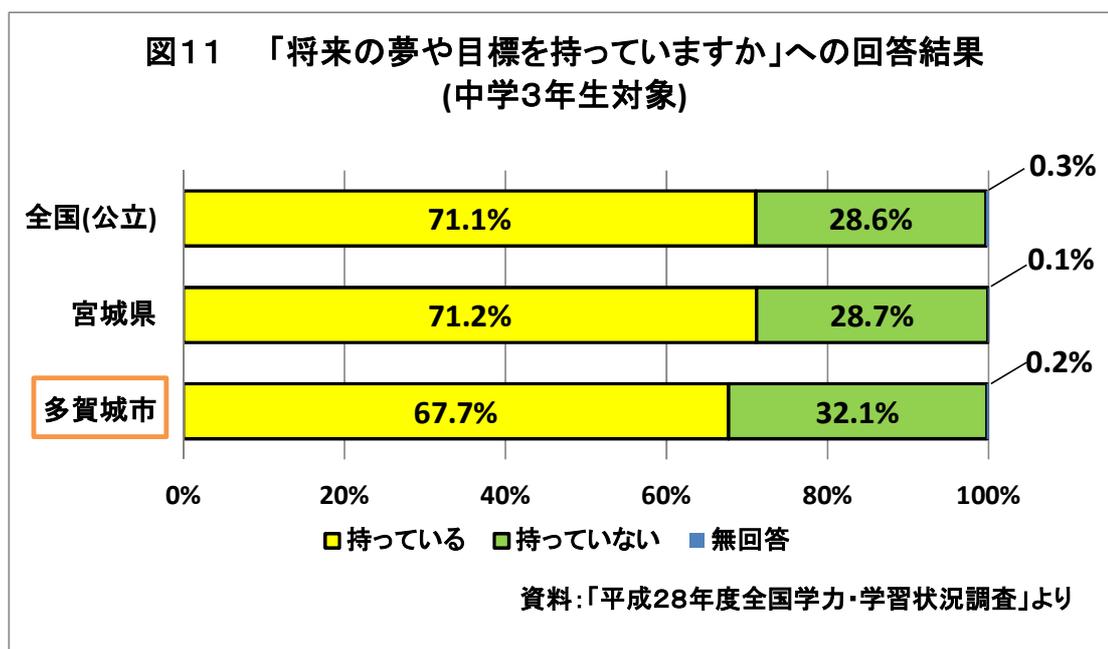


(2) 地域教育力の活用

国際化や情報化の急速な進展により、主体性を持った人材が求められていますが、本市の児童生徒の中には、なかなか自立できないといった傾向も見受けられます。(図10・11)

このような中、児童生徒の自尊感情を高めるためには、地域と積極的に関わり、地域の中で育つ関係づくりが求められており、学校においても家庭や地域と連携して、地域教育力を活用していく必要があります。





### (3) 防災面からの検討

東日本大震災を教訓として、本市の地形や自然、これまでの歴史を防災の観点から見直すなど、地域特性を踏まえた防災のあり方について検討することが必要です。

## 基本的施策

### (1) 郷土への思いを育てる教育

教職員一人ひとりが市の歴史や文化について理解を深めるため、地域に関する研修を実施するほか、副読本「わたしたちの多賀城」の積極的な活用を図ります。

### (2) 地域教育力の活用

地域との協働を担当する教職員を各学校に配置し、改善しながら、協働の取組を推進します。

#### ア 学習への位置づけ

既存の教科等において、計画段階から本市の歴史に造詣が深い方を招くなど、児童生徒が未来の多賀城の姿を考え、自分の役割や夢を語り合う学習を位置づけます。

## 第5章 基本的施策

また、「総合的な学習の時間」<sup>①</sup>については、伝統芸能である多賀城鹿踊りや地域性を生かした田植え、稲刈りなどの体験学習を積極的に実施します。

### イ 地元施設の活用

埋蔵文化財調査センターや市内の大学、企業、みやぎ復興パークなどと連携することで、新たに生み出された地域素材などを活用し、地域に根付いた学習を推進します。

### ウ 児童生徒、教職員と地域の関わり

万葉まつりなどの地域行事への参加を働きかけるとともに、学校支援地域本部事業の中で教職員が地域と関わる場を増やします。

## (3) 防災面からの検討

本市の実情を踏まえた防災教育の推進を図るため、平成27年度に東北大学災害科学国際研究所と連携して作成した「多賀城市防災教育副読本資料集『命を守り 未来をひらく』」を活用し、防災教育の事業実践に取り組みます。

また、宮城県教育委員会から、平成28年度、29年度の2年間「みやぎ防災教育推進協力校」の指定を受けた東豊中学校の実践事例を市内各小中学校に広げるとともに、多賀城高校災害科学科や大学など地域の教育・研究機関と連携することで、防災教育の充実を図っていきます。

(第5章 第6節に再掲)

---

① 総合的な学習の時間：従来の教科の枠をこえて、児童・生徒が自ら課題をみつけて取り組むもので、定められた教科書はなく、学習の内容は各学校が創意工夫して決める。多賀城市内の小中学校で行われた事例としては、「昔の遊びにチャレンジ」（多賀城小学校）、「豆腐づくり」（天真小学校）、「夢・志発表会」「キャリア学習会」（高崎中学校）等がある。

## 2-2 教育の質の向上

## 【目指す姿】

教職員の教育力が高まるとともに、教育の質が向上しています。

## 動向と課題

## (1) 子どもたちの自立の基礎を育てる教育

近年、子どもたちの中で集団遊びが減る中、発達上必要な経験の不足により、友達とのトラブルが解決できない、年齢に相応しい規範意識が身に付いていないなど、コミュニケーション能力や忍耐力等の不足が原因と思われる問題が多くなっています。

子どもたちが自立するために必要な力の育成は、学校だけでなく地域や家庭の中など、全ての教育の場面で取り組む必要があります。

学校教育においては、教職員がこの問題に関して明確な教育観をもち、主体的・創造的な学習活動や人間・集団関係づくりの場を意図的に位置づけて、児童生徒の創造性や自尊感情を育てていくことが大切です。

## (2) 多賀城市の特色として推進する教育

## ア 教職員研修の充実

本市では、これまでも、学校専門指導員や指導主事を配置することで、若年層教職員の実践的な研修に力を入れてきました。今後、新しい教育内容へ対応するため、教職員全体に対する研修のより一層の充実が望まれています。

## イ 個に応じた指導の充実

児童生徒の生育や家庭状況の多様化が進んでいることで、個に応じた指導が以前にも増して重要になっていることから、各種支援員などの配置を行っています。

また、発達の遅れや情緒の障がい疑われる児童生徒の数が増加傾向にあり、さらに東日本大震災の影響も依然として残っていることから、今後も個に応じた教育を行うための人的配置が重要になっています。

### (3) 知・徳・体のバランスの取れた教育

子どもたちの生涯にわたる人格形成の基本と、将来に向けた自立のために必要な力を培い、個性や創造性を伸ばすためには、知識や理解力のほかに、豊かな心やたくましさなど、「知・徳・体」のバランスの取れた教育が必要です。

### (4) 家庭との連携による学習

本市の児童生徒は、家庭でのテレビ視聴やゲームで費やす時間が多く、学習時間が少なくなっていることから、家庭と連携した自主学習の習慣化を働きかけることが求められています。

### (5) 自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実

文化や芸術とふれあう喜び、自然の美しさや不思議さ、何かをやり遂げた達成感などを味わう体験の場が少なくなっていることから、体験学習を積極的に学習活動に位置づけ、創造性や自尊感情を育てながら、豊かな感性を育むことが望まれています。

### (6) 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、特に、子ども・子育てを取り巻く環境が厳しい現状においては、全ての子どもが等しく質の高い幼児教育を受けられるよう、幼保一体化を含む、環境を整備することが求められています。

また、小学校生活にうまく適応できない「小1プロブレム」などの問題を抱える子どもが増えていることから、保育所・幼稚園と小学校が十分な連携を図り、幼児教育から小学校教育へ円滑な移行を行う必要があります。

平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連3法」<sup>①</sup>に基づき、平成27年度からの新たな制度の構築が求められています。

---

① 子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

I) 子ども・子育て支援法

II) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

III) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・ 3法の趣旨：すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の（次ページへ続く）

**基本的施策****(1) 子どもたちの自立の基礎を育てる教育**

学校運営の中で、児童生徒の発案、計画による取組を意図的に採り入れるなど、好奇心を刺激して意欲化を図るとともに、適切な評価を行うことで創造性や自尊感情を育てます。

また、学習の場に克服型や協働で行う活動を位置づけ、日常的な学習や生活で起こる葛藤、トラブルを児童生徒自身で解決する取組を側面的に支援することで、自立の基礎を育てます。

これらの取組は、家庭や地域と協働で進めるほか、幼稚園や保育所、高等学校との連携をとおして、協力体制を強化します。

**(2) 多賀城市の特色として推進する教育**

教職員研修や個に応じた指導を充実するための人員配置、市の利点を生かした理科教育を「多賀城らしい教育」として位置づけるとともに、その他の分野でも教育効果を上げるための活動を推進します。

**ア 教職員研修の充実**

学校教育専門指導員や指導主事を配置し、年間をとおした「授業づくり研修会」等の支援や実践的指導を行うことで、教職員の経験年数や役割ごとに特化した研修を実施し、力量形成に努めます。

**イ 個に応じた指導の充実**

各種支援員等の人的配置を継続するほか、他専門機関と密接に連携することで、個に応じた指導を充実します。

特別支援教育については、特別支援教育コーディネーター<sup>①</sup>を中心とした学校全体の取組や、スクールソーシャルワーカー<sup>②</sup>などとの連携による適切な就学指導、支援体制の実現を図ります。

---

(前ページより) 制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ること。

**① 特別支援教育コーディネーター：**

特別支援教育（障がいのある児童生徒に対して、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、支援を行う教育。）において他機関との連絡調整等中心的な役割を果たす教員。

**② スクールソーシャルワーカー：**

児童生徒のいじめ、不登校、児童虐待等の様々な問題環境に対し、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関との連携を通して、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門員。

**(3) 知・徳・体のバランスの取れた教育**

学力状況調査やスポーツテスト、学力テスト、日記指導、いじめアンケート、生活実態調査等の結果を分析し、児童生徒の課題を具体的に捉えるとともに、子どもたちの状況を日頃から把握することで、学校の教育活動を客観的に評価して、バランスのとれた教育を進めます。

**(4) 家庭との連携による学習**

主体的な学習習慣の定着のために、「学び方を身に付ける学習」の位置づけや、自主学習の力を伸ばす「多賀城スコール<sup>①</sup>」を実施します。

また、学校通信やホームページ、懇談会などにおいて、市が作成したリーフレット「家庭学習の手引き」を活用し、家庭への啓発や支援を進めます。

**(5) 自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実**

芸術や体育の教科で、専門家を招いた学習活動を実施するほか、企業や大学と連携して理科の学習やものづくりに関する体験学習を積極的に採り入れ、好奇心や意欲を育てます。

また、自然体験や集団宿泊学習の中で、自立の基礎を培う取組を行うなど、豊かな感性を育てます。

さらに、社会に関わり、自己の役割を果たしながら体験的に学ぶ取組を進めることで、将来の多賀城を担う児童生徒を育成します。

**(6) 幼児教育の充実**

子育て支援活動や預かり保育を含めた質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を図るため、引き続き、私立幼稚園等に対する財政支援を行います。

また、幼児と児童の交流、教職員の相互交流を促進することで、保育所・幼稚園、小学校の連携を強化し、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図ります。

---

①多賀城スコール:児童生徒の学力向上のため実施されている夏季及び冬季の長期休暇中の自主学習支援事業。東北学院大学と連携して支援員を確保している。教職員対象研修会や家庭教育講演会も実施し、効果的な事業展開を図っている。

## 2-3 健康づくりと食育の充実

**【目指す姿】**

**基本的な生活習慣を身につけ、食の重要性を認識し、心と体が健やかに成長しています。**

**動向と課題****(1) 基本的な生活習慣の定着**

ライフスタイルが多様化する中で、児童生徒の就寝・起床時刻、食事の習慣、テレビの視聴時間や家事の手伝いなど、基本的な生活習慣の価値観が揺れ動く状況にあります。

学校においても「健康」や「安全」をキーワードとして、健康に関心を持ち、主体的に自分の健康増進に努める児童生徒の育成が求められています。

このような基本的な生活習慣の定着には、学校教育のみならず、地域や家庭と連携した啓発の取組が必要です。

**(2) 運動好きで、たくましい児童生徒の育成**

日常生活の中で運動量や外遊びの時間が減少しており、子どもたちの体力・運動能力が伸び悩んでいることから、運動好きでたくましい児童生徒の育成が望まれています。小学校低学年からの体づくりや興味関心を持って取り組める運動の導入などにより、生涯にわたり運動に親しむ意欲を育てることが求められています。

**(3) 食育の推進**

近年、「食」に関わる問題が顕在化している中、本市においては「多賀城市食育推進プラン」を策定しています。

学校では、成長期にある児童生徒に対して「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、「朝食の欠食を減らす」「野菜を毎日食べる」「適正体重を心がける」「地場産品を利用する」「家族そろって食べる」ことを重点目標として、家庭との連携を図りながら食育指導に取り組んでいます。

また、地元で生産された新鮮で安全・安心な食材の活用を図るため、学校給食においても地産地消の推進が求められています。

### (4) 安全な食

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、学校給食においても児童生徒及び保護者の不安を解消し、より一層の安全・安心を図るため、食材の放射性物質検査を行い、結果の速やかな情報公開を求める声があります。

また、近年アレルギー疾患の児童生徒が増加傾向にあり、給食による事故も発生していることから、学校給食における安全性確保が求められています。

## 基本的施策

### (1) 基本的な生活習慣の定着

全国学力・学習状況調査などにより、児童生徒の生活実態を把握するとともに、健康保持や基本的な生活習慣を身につける意義や方法についての指導を行います。

また、その内容についても、家庭と共通課題としていけるよう、学校通信や懇談会、研修事業を通して情報の共有を図ります。

### (2) 運動好きで、たくましい児童生徒の育成

自らの健康についての関心を高め、休み時間などを活用して日常的に運動する習慣を身につけるとともに、生涯にわたり運動やスポーツに親しめるよう意欲を高めます。

また、地域の優れたスポーツ指導者を学校の部活動に招くほか、全国大会へ出場する際に助成するなど、競技力向上のための支援を行います。中学校の部活動に関しては、活動方針などで様々な考え方がありますが、家庭や生徒との話し合いを大切に進めます。

### (3) 食育の推進

将来にわたり健康で生活を送ることができるよう、「食」の大切さや栄養バランスの重要性について、給食だよりを工夫するなど、栄養教諭を中心に家庭と学校の連携による食育指導を効果的に実施します。

また、学校給食では、地場産食材の使用に努め、地産地消を推進します。

これらの施策を行うことで、食が本来持っている「おいしさ」、「楽しさ」を十分に味わってもらいながら、児童生徒一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む力を育成します。

**(4) 安全な食**

児童生徒に安全・安心な給食を提供するため、学校給食の放射性物質検査を実施し、結果について市のホームページで速やかな公表に努めます。

(第5章 第6節に再掲)

また、児童生徒のアレルギー疾患に関する実態を把握し、個別の対応を学校と連携して行うなど、的確な対策を継続します。

2-4 教育相談体制の充実

**【目指す姿】**

**悩みや不安を気軽に相談でき、皆と一緒に学校生活を送っています。**

**動向と課題**

**(1) 児童生徒の抱える課題と現状**

ア 発達上の課題と問題行動

一人ひとりの子どもに、生命や人権を尊重する態度、公共心や規範意識、他者を思いやる気持ちなど、豊かな心を育てる必要があります。

いじめ、不登校、問題行動については、その未然防止と早期対応に向けた相談体制を充実し、家庭・地域との連携強化に取り組む必要があります。

イ 東日本大震災の心への影響

東日本大震災後、学校における不登校や問題行動、虐待の通告、友人間でのトラブル件数が増加傾向にあります。

特に、家庭関係の相談は長期化の傾向が見られることから、丁寧な相談活動を継続的に支援していくことが求められています。

また、東日本大震災時の恐怖体験や身近な方の死などを経験したことで、心が傷つき、PTSD<sup>①</sup>を発症する児童生徒もいることから、継続した心のケアが求められています。

**(2) 障がいについての指導、相談**

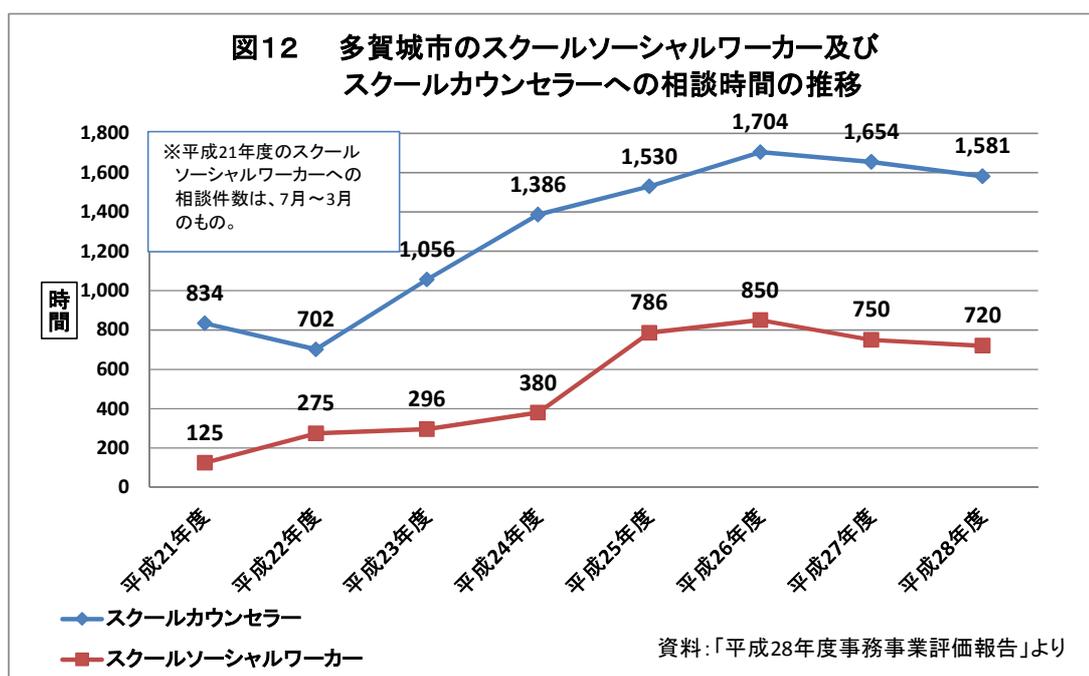
近年、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒に加えて、知的発達に遅れはないものの、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、発達障がいに関する相談体制の必要性が増しています。

<sup>①</sup> PTSD (Posttraumatic Stress Disorder) (心的外傷後ストレス障害) :

自然災害や事件・事故等に遭遇をした時に、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受けることで、その時の出来事を繰り返し思い出す等の状態が1か月以上続く場合の精神的な後遺症のこと。

### (3) 相談支援体制の充実

進路や交友関係など様々な悩みに対応するために、スクールソーシャルワーカーをはじめ、スクールカウンセラー<sup>①</sup>、心の教室相談員、学校生活指導支援員などの相談体制を整備しています。今後は、それぞれの連携を図りながら、効果をあげることが期待されています。（図12）



## 基本的施策

### (1) 児童生徒の抱える課題への対応

#### ア 発達上の課題と問題行動

いじめや不登校など、生徒指導上の諸問題に対応するため、教育委員会に指導主事を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした、各種支援員等のネットワークを構築します。

問題解決に向けては、家庭との連携を強化して、情報の共有と教育力の向上を図ります。

① スクールカウンセラー：市内小・中学校全校に配置し、児童生徒・教職員・保護者などの教育相談にあたっている。

## 第5章 基本的施策

また、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成27年11月に「多賀城市いじめ防止基本方針」を策定し、平成28年4月に「いじめ防止マニュアル」を作成しました。いじめ防止基本方針の策定をはじめとして、それを基にPTAなど関係機関と連携した、いじめ防止を徹底します。

### イ 東日本大震災の心への影響

東日本大震災後、社会状況の変化により、相談内容も多様化していることから、スクールソーシャルワーカーを中心として、スクールカウンセラー、心のケア支援員、適応支援員などとネットワークを構成するとともに、学校・家庭・地域と連携した相談体制をつくり、早期対応に努めます。  
(第5章 第6節に再掲)

### ウ 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒に心の居場所となる支援拠点として「子どもの心のケアハウス」を開設し、関係機関と連携を図りながら、学校復帰に向けた取組を進めます。 (第5章 第6節に再掲)

## (2) 障がいについての指導、相談

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、心身の障がいの種類や程度等に見合った就学手続きを進めてまいります。また、就学先決定後も柔軟に見直していくとともに、在籍学級では支援員を必要に応じて配置する等、指導体制の整備を推進します。

また、特別支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の整備を推進します。

## (3) 相談支援体制の充実

保育所や幼稚園との情報交換や翌年度に入学を予定している児童と保護者を対象とした相談活動の実施など、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が連携して適切な指導ができるよう、協力関係の強化に努めます。

## 2-5 安心・安全な教育環境の整備

## 【目指す姿】

適切に維持管理された教育環境の中で学んでいます。

## 動向と課題

## (1) 学校施設の整備

学校は、児童生徒が多くの時間を過ごす学習や生活の場であり、また、地震や大雨などによる大規模災害時には、地域住民の避難場所としての機能も果たします。

市立の小中学校は、平成22年度までに建物耐震化工事が終了したことから、本市の児童生徒には、東日本大震災による犠牲者が一人も出ませんでした。

今後は、市の公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化している学校施設を順次改修しますが、天井や壁、照明器具などの非構造部材<sup>①</sup>を特に耐震化していく必要があります。

また、大規模災害に備え、施設のバリアフリー化や食糧の備蓄など、避難所としての機能も高めることが課題となっています。

## (2) 学校の安全安心体制の確立

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や竜巻、雷雨などの自然災害や火災の発生時に、「自分の命は自ら守る」ことを基本に、臨機応変な行動が取れる児童生徒の育成が求められています。

また、全国的に子どもを狙った犯罪や登下校時の事故が後を絶たないことから、通学路を含めた学校の安全を確保するための対策が求められています。

東日本大震災の影響もあり、経済的な理由により就学困難となっている家庭が増えていることから、安心して教育を受ける環境を確保するために、就学援助などの支援を行っています。

また、平成25年6月26日に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもを取り巻く経済的な環境に左右されず、個性と能力に応じて等しく教育を受けられることが求められています。

① 非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等を指す。

### (3) 教材等の教育環境の充実

新学習指導要領<sup>①</sup>では、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成も重視されています。児童生徒の観察・実験の教育活動は、問題解決能力や総合的な見方を養う上で重要な実体験の場となっていることから、より質の高い授業を展開するための教材整備が求められています。

また、子どもたちに読書の魅力や本を使って調べ、学ぶことの楽しさを教える学校図書館は、自由な読書活動の場としての「読書センター」と自ら学ぶための「学習情報センター」として、市立図書館と連携を図りながら、さらなる機能の充実を図る必要があります。

---

① 新学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省にて定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。概ね10か年ごとに改訂されており、今回の新学習指導要領は、平成20年に改訂され、小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月から全面实施。

## 基本的施策

### (1) 学校施設の整備

市立の小中学校の校舎については、児童生徒の安全な学校生活を確保するため、市の公共施設等総合管理計画に基づき、効率的な方法により改修を行うとともに、設備や遊具についても保守点検を実施します。

大規模災害に備えるため、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を促進するとともに、太陽光発電と蓄電池による非常用電源の確保、食糧や飲料水の備蓄などの防災対策を計画的に実施します。

(第5章 第6節に再掲)

また、災害時における生活用水の確保には、学校プールの果たす役割が重要になることから、校舎や屋内運動場と同様に計画的な老朽化対策を進めます。

### (2) 学校の安全安心体制の確立

自然災害や火災の発生時に、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動が取れるよう、実践的な防災教育を推進します。また、「減災」の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた防災対応マニュアルを整備します。 (第5章 第6節に再掲)

登下校時の安全確保を図るため、PTAや警察署、道路管理者など関係機関と連携して通学路の安全点検を行い、改善必要箇所の対策に取り組むとともに、安全行動を実践できる児童生徒の育成に向け、交通安全教育を推進します。

経済的な理由により就学が困難な要保護、準要保護児童生徒の家庭に対して、学用品費や修学旅行費、給食費などを助成し、教育の機会均等を図ります。

### (3) 教材等の教育環境の充実

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」<sup>①</sup>に基づき、児童生徒数に応じた教材の確保に努めるとともに、多様化する教育活動に対応するため、IT機器を効果的に活用するなど、より質の高い学習環境の充実を図ります。

また、「学校図書館図書整備5か年計画」<sup>②</sup>に基づき、学級数に応じた蔵書の確保に努めるとともに、市立図書館と連携して、子どものニーズに応える図書や教科の学習で活用できる図書資料についても計画的に整備を行います。

---

① 義務教育諸学校における新たな教材整備計画（計画期間：平成24年度～平成33年度）：  
新学習指導要領等に併せて、各学校や各地方公共団体が「教材整備指針」を参考にする等して必要な教材を整備し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するもの。

② 学校図書館図書整備5か年計画：

平成24年度から平成28年度までの5年間で全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指すもので、図書の増冊、新聞を活用した学習環境の整備、学校図書館担当職員の配置について充実を図る計画。

## 2-6 新たな時代に対応するための取組推進

**【目指す姿】**

**新たな時代や多賀城市の状況にあわせた取組を推進しています。**

**動向と課題****(1) 理科教育・国際理解教育の充実**

本市は、仙台圏に位置している点や市内に立地している科学技術系の大学、企業との連携を図ることで、現在の教育課題である理科教育の推進に大きな効果が期待できます。

また、本市の特色ある教育の一つとして、国際化社会に対応するための国際理解教育の推進が求められています。

**(2) 情報化教育の推進**

近年、高度情報化やグローバル化の進展により、国においても教科に情報通信技術（ICT<sup>①</sup>）の活用を積極的に取り入れることを推進しており、児童生徒の情報活用能力を伸ばすことが重要視されています。

ICTの活用は、児童生徒の情報活用能力を向上させるほか、学習に対する積極性や意欲、集中力を高める効果も期待されます。

また、使用する教職員の創意工夫により、授業の指導内容についても、より質に高い教育効果が期待されます。

**(3) より良い学級集団づくりの推進（学校適応アセスメントの活用）**

東日本大震災後6年が経過し、表面的な落ち着きを取り戻しているものの、震災の影響で個々の児童生徒が抱えている問題も多く見られます。

また、社会環境の複雑化に伴い、児童生徒の内面（心理面）を正確に把握することは大変難しい状況になっています。

そこで、児童生徒の内面（心理面）を把握することで、児童生徒にとって居心地の良い学級集団づくりを進め、いじめや不登校を防止するとともに、安心して学校に登校できる環境づくりに取り組むことが大切です。

---

①ICT (Information and Communication Technology) : コンピュータやネットワーク関連の分野の技術・産業・設備・サービス等の総称。スマートフォンやタブレット端末等、情報処理と情報通信を行う電子機器も、ICTによる製品、サービスに位置付けられる。

## 基本的施策

### (1) 理科教育・国際理解教育の充実

小学校に理科支援員を配置して、実験・観察の充実と理科への関心を深める取組を行うほか、地元の大学や企業との連携を通して、魅力ある体験教室や最先端科学を学べる場を設置します。

また、外国人講師（ALT<sup>①</sup>）を全ての小中学校に配置し、英語の学習などを実施することで、国際理解教育を充実します。

### (2) 情報化教育の推進

学校現場において、専門知識を有するICT支援員<sup>②</sup>を配置し、児童生徒のICT活用能力の向上を目指すとともに、教職員に対する授業のサポートを行います。

また、児童生徒の意欲を向上させる授業が展開できるよう、教職員の活用能力の育成を図ります。

さらに、児童生徒1人1台のタブレットPCの配備や各クラス1台の電子黒板の設置など、情報化教育を推進するための検討を行います。

### (3) より良い学級集団づくりの推進（学校適応アセスメントの活用）

学校適応アセスメントを活用し、震災の影響なども含め、的確に児童生徒の内面（心理面）を把握することができることにより、個々の児童生徒の問題を見つけ早期に対応していきます。

また、児童生徒にとって居心地の良い学級集団づくりを進め、いじめや不登校の防止とともに、安心して学校に登校できる環境づくりを進めます。

（第5章 第6節に再掲）

---

① 外国人講師（ALT：Assistant Language Teacher）：  
小中高などの英語の授業で日本人教師の補助をする。

② ICT支援員：授業におけるICT活用を支援する専門家。

### 第3節 生涯学習の推進

#### 【基本目標の目指す姿】

市民が知性と豊かな心を育むために、生涯学習活動を行っています。  
市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしています。

#### 3-1 学習機会の充実

#### 【目指す姿】

講座・教室が充実し、学びたいときに学べる環境になっています。

#### 動向と課題

##### (1) 社会情勢に対応した各種講座、教室の充実

生涯にわたり生きがいを持って豊かな暮らしを実現するため、市民の学習意欲が高まっています。また、少子化による人口減少時代の到来は、暮らしの知恵や伝統文化の継承が難しくなる要因になっています。

「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのでき、学んだ成果が活用できる環境を整備することで、市民が生きがいをもって生活できるようになるとともに、市民活動や社会貢献活動が盛んになります。

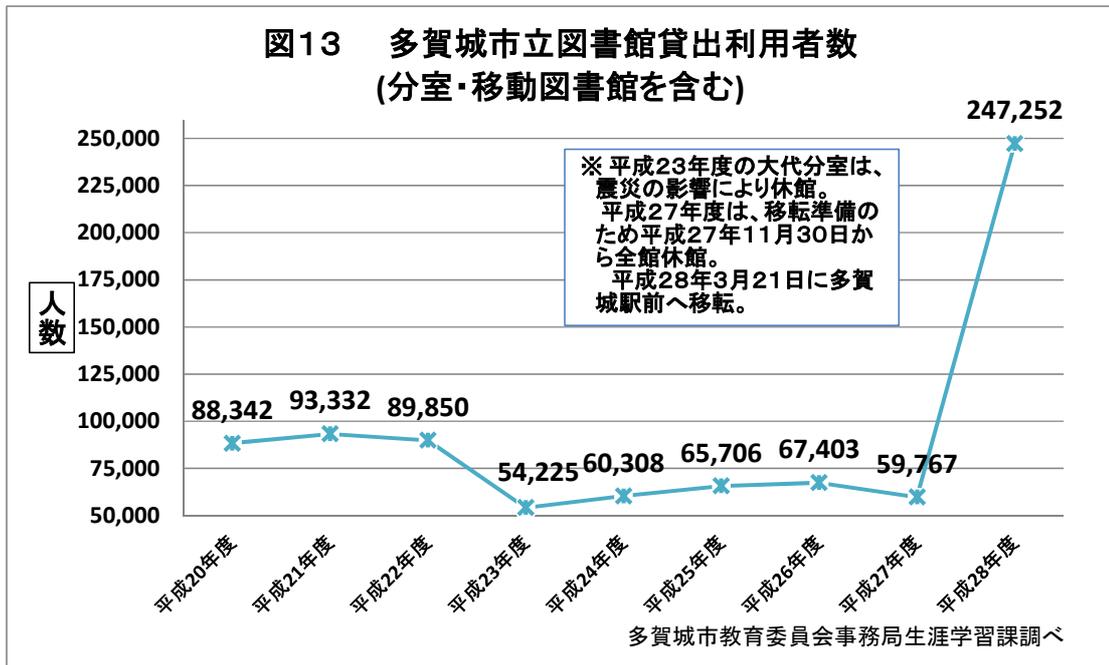
##### (2) 生涯学習の復旧・復興

東日本大震災により中断していた市民の学習や趣味活動を再開する機運が高まっていることから、これに応えるための生涯学習の支援や地域活動の機会の充実が求められています。

##### (3) 読書活動の推進

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしてくれる読書活動を推進するために、図書館を利用し、読みたい本がすぐ手に取れるような環境を整備する必要があります。

図書館の利用者は、東日本大震災の影響で一時的に減少し、施設の復旧に伴い回復にありましたが、平成28年3月に移転新設したことで、利用者は著しく増加しています。今後は、立地を活かした取組等をさらに進める必要があります。(図13)



**基本的施策**

**(1) 社会情勢に対応した各種講座、教室の充実**

幼児期から高齢期までの各年代に応じた各種の講座や教室を開催するとともに、学習の成果を地域に生かすことができる取組を推進します。

**(2) 生涯学習の復旧・復興**

市民の学習ニーズや社会の動向を的確に把握し、それらに対応した学習機会の充実を図ります。

民間団体や企業、地元大学などと連携して、防災・減災などの地域課題の解決を目指す学習機会の充実を図ります。（第5章 第6節に再掲）

**(3) 読書活動の推進**

利用者の幅広いニーズに応えるために、第二次多賀城市立図書館基本計画に基づき、市立図書館の機能・運営の充実を図ります。

読書会や読み聞かせなど市民活動を継続し、図書に親しむ機会を創出します。

子どもの読書活動の推進については、その指針である「多賀城市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書文化の普及啓発や読書環境の充実を図ります。

3-2 市民創造型生涯学習の推進<sup>①</sup>

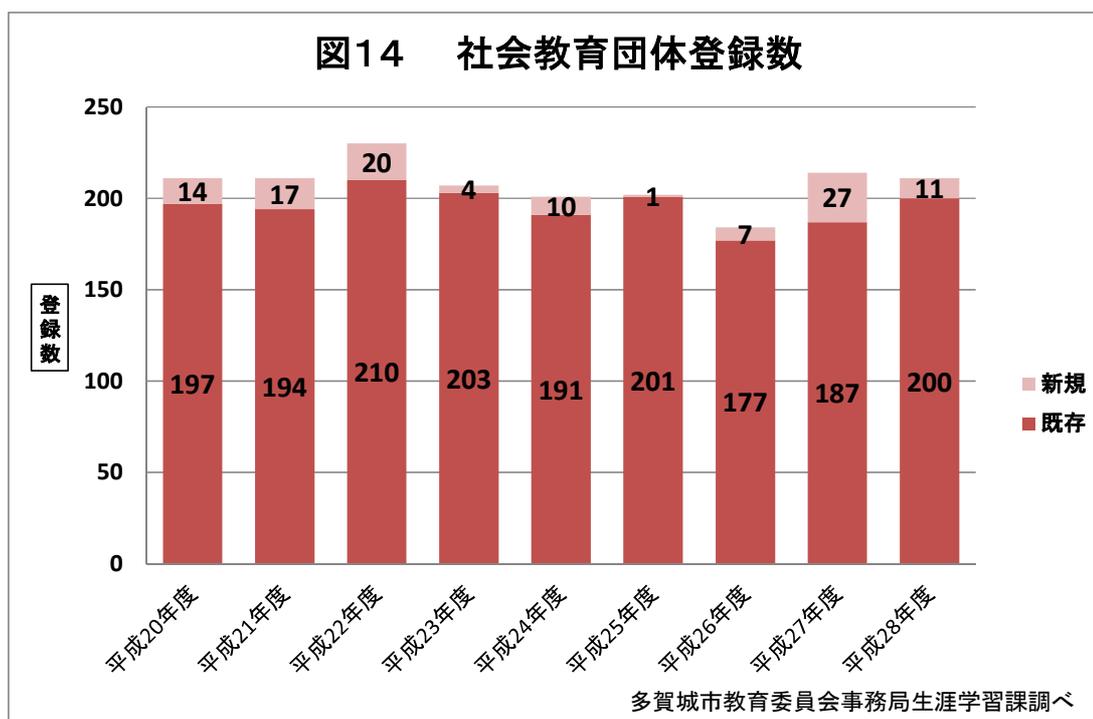
**【目指す姿】**

学習サークル等が活発に活動しています。

**動向と課題**

近年、社会教育団体登録数が固定化の傾向にありますが、その要因としては、多くの活動が団体内部だけにとどまっており、学習の成果を地域活動等に生かされていないことが挙げられます。（図14）

自ら事業を企画立案し、地域課題を解決するなど、活動で学んだ知識を同様の目的で活動する他サークルと共有することで、事業を充実することが期待されています。



<sup>①</sup> 市民創造型生涯学習：生涯学習活動を行う市民が、事業の企画立案を担い実施しながら自らの学びを深める学習活動。

## 第5章 基本的施策

### 基本的施策

市民主体の生涯学習社会の構築に向け、市民及び市民団体が自発的に取り組む学習活動を支援します。

文化センター<sup>①</sup>、山王地区公民館及び大代地区公民館を地域に根ざした生涯学習の拠点として、学習サークル等の利用の促進を図ります。

---

<sup>①</sup> 文化センター：昭和62年に開館した、市民会館・中央公民館・埋蔵文化財調査センターの複合施設。

## 3-3 芸術文化の振興

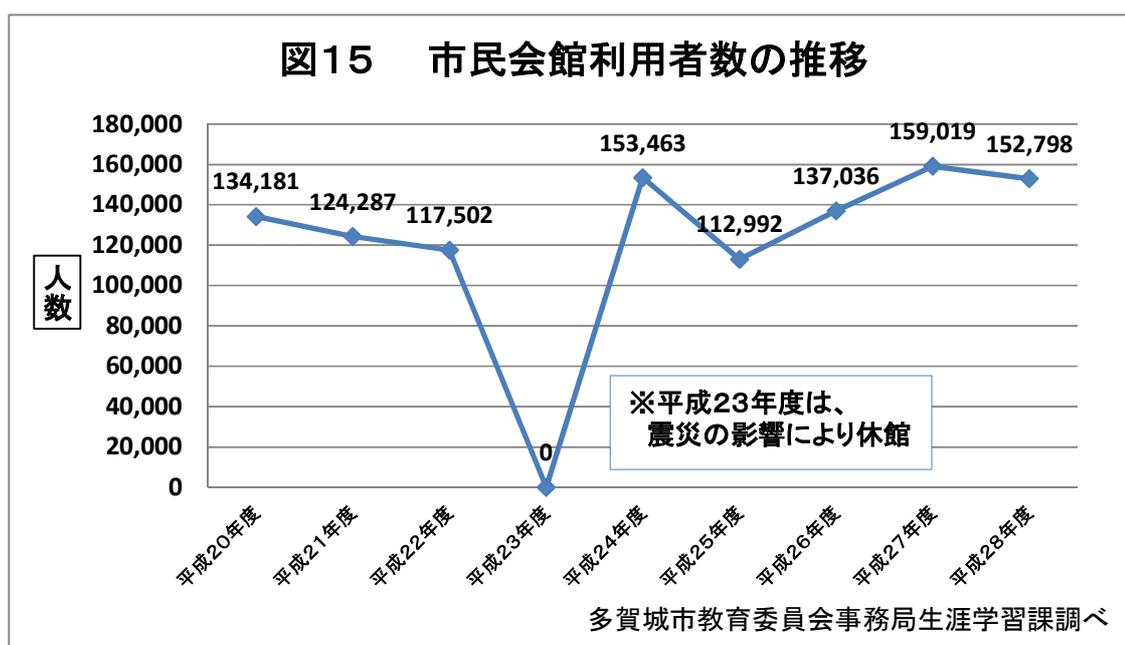
## 【目指す姿】

文化センター等を核にした質の高い芸術文化に触れる機会が確保されています。

## 動向と課題

日々の暮らしを豊かにするだけでなく、東日本大震災で傷ついた心の復興を図るためにも、優れた芸術文化に親しむ機会を充実する必要があります。

市民会館の利用者は、震災前は減少傾向にありましたが、利用者へのサービス向上の取組や指定管理者導入など、芸術文化振興策の推進により、平成24年度から増加に転じています。(図15)



## 基本的施策

文化センターを東北随一の文化交流拠点の芸術文化の拠点と位置付け、震災を経験した市民一人ひとりの心の復興を目指し、指定管理者と連携・協力して芸術文化の振興を推進します。(第5章第6節に再掲)

芸術文化関係サークルが自主的・自発的に取り組む活動に対して、団体運営上の助言を行うなどの支援を継続して実施します。

### 3-4 生涯学習施設の運営

#### 【目指す姿】

**生涯学習施設を安全・快適に利用することができます。**

#### 動向と課題

##### (1) 施設の整備

文化センターが建設から約30年が経過するなど施設の老朽化対策が課題となっており、不具合が生じるおそれが高くなっていることから、年次計画に基づき効率的な改修を実施することが必要です。

##### (2) 利用者視点での施設運用

多様化する利用者のニーズに応えるため、利用者の視点を意識した、市民に親しまれる施設づくりが求められています。

#### 基本的施策

##### (1) 施設の整備

市の公共施設等総合管理計画に基づき、計画的・効率的な改修等を実施します。また、利用者の利便性向上のため、施設・設備の機能の充実を図ります。

##### (2) 利用者視点での施設運用

生涯学習施設が地域に根ざした施設としての機能強化を図るため住民が参画して運営に当たる取組を進めるほか、快適な施設利用環境を維持するため、利用者のマナー向上などの啓発に努めます。

3-5 市立図書館（文化交流拠点中核施設）の運営

**【目指す姿】**

**図書館が個人の学びと交流を通じた相互の学び合いの場として活用され、地域社会の発展に貢献しています。**

**動向と課題**

移転新設した市立図書館は、駅北ビルの中という恵まれた立地と、商業施設の併設という利用者の利便性の高い施設です。連日多くの来館者があり、読み聞かせや学習会、トークショーなどの催しにも多くの人々が集まっています。

図書館の運営には指定管理者制度を導入し、利用者の視点を大切にしながらサービス提供を行っています。東北随一の文化交流拠点として、近隣の施設との連携協力によるなお一層の機能充実が求められています。

**基本的施策**

多くの人々が集い、交流できる環境づくりにより、多賀城市の文化・教育レベルを高めます。

「家」をコンセプトに、家族の成長を見守り、心を癒す開かれた空間を提供します。

資料の提供のほか、読み聞かせや学習会などの催しを積極的に展開して、人と人とのつながりを大切にする心を育みます。

子育て支援やビジネス支援等の調査研究資料整備に努め、地域の課題の解決を支援します。指定管理者制度の導入により、民間企業の有するネットワークやノウハウを活用し、読書活動の推進と施設の適切な維持管理を行います。

## 第4節 市民スポーツ社会の推進

### 【基本目標の目指す姿】

多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいます。

#### 4-1 スポーツ機会の充実

### 【目指す姿】

総合型地域スポーツクラブや市民団体、民間企業等の多様な担い手により、多様な年代に対応したスポーツ事業が展開され、多くの市民が参加しています。

### 動向と課題

#### (1) 多種目、多世代、多目的

多くの市民がスポーツに親しめるよう、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じた環境の整備が求められています。2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されたことから、市民のスポーツへの関心も高まっています。

#### (2) スポーツ活動の充実

身近な場所で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動のきっかけづくりや人と人とのふれあう機会の充実が求められています。

### 基本的施策

#### (1) 多種目、多世代、多目的

競技スポーツからニュースポーツ<sup>①</sup>・レクリエーション種目まで幅広い分野に目を向けることで、スポーツを楽しめる機会や豊かな心を育む環境づくりに努めます。

また、体育施設等の指定管理者との連携を深めながら、市民サービスの向上を図ります。

---

① ニュースポーツ：古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを変形・改良することで、誰でも楽しめるよう新しく考案されたスポーツの総称。

**(2) スポーツ活動の充実**

多くの市民が参加できるような形で市民スポーツ大会を開催し、地域でのスポーツ活動を推進します。

全日本実業団対抗女子駅伝競走大会（クイーンズ駅伝）の誘致、地元プロスポーツチームを招いたスポーツ教室開催など、トップアスリートを身近に感じる催しにより、スポーツイベントに参加する楽しさを伝え、見て楽しむスポーツの普及を図ります。

4-2 社会体育施設等の施設環境の充実

**【目指す姿】**

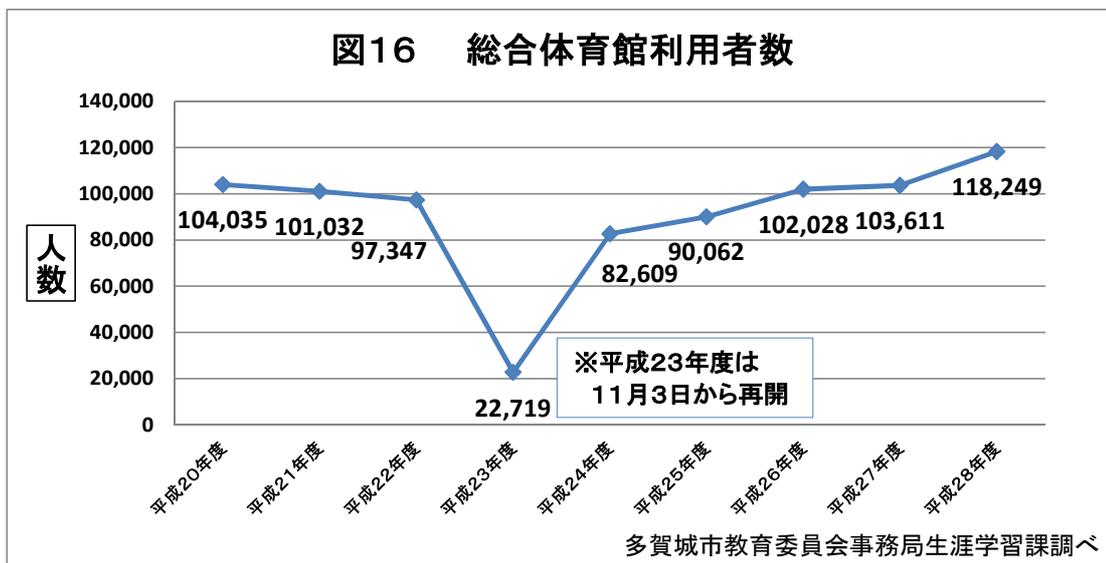
**安全で利用しやすい施設を活用し、スポーツすることができます。**

**動向と課題**

**(1) 施設の利便性向上**

スポーツに親しめる環境を整えるため、社会体育施設及び学校体育施設を有効に活用する必要があります。

近年、総合体育館の利用者数は、ほぼ10万人で推移してきました。東日本大震災による休館で減少した利用者数は、震災前の水準まで回復し、今後とも増加していく見通しです。(図16)



**(2) 施設の維持管理**

老朽化している施設は、定期的な保守点検と計画的な補修、修繕等が必要となります。

**基本的施策**

**(1) 施設の利便性向上**

施設の利用申請や利用状況確認がインターネットで可能となるシステムを整備するとともに、利用者のマナー向上を図る啓発活動に取り組みます。

**(2) 施設の維持管理**

市民に安全で快適なスポーツ環境を提供するため、社会体育施設における施設設備の保守点検や修繕を行うとともに、大規模改修については、市の公共施設等総合管理計画に基づき計画的・効率的に実施します。

第5節 文化財の保護と活用

【基本目標の目指す姿】

文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っています。

5-1 文化財の調査・保存の推進

【目指す姿】

文化財保護法が遵守され、適切に保護されています。

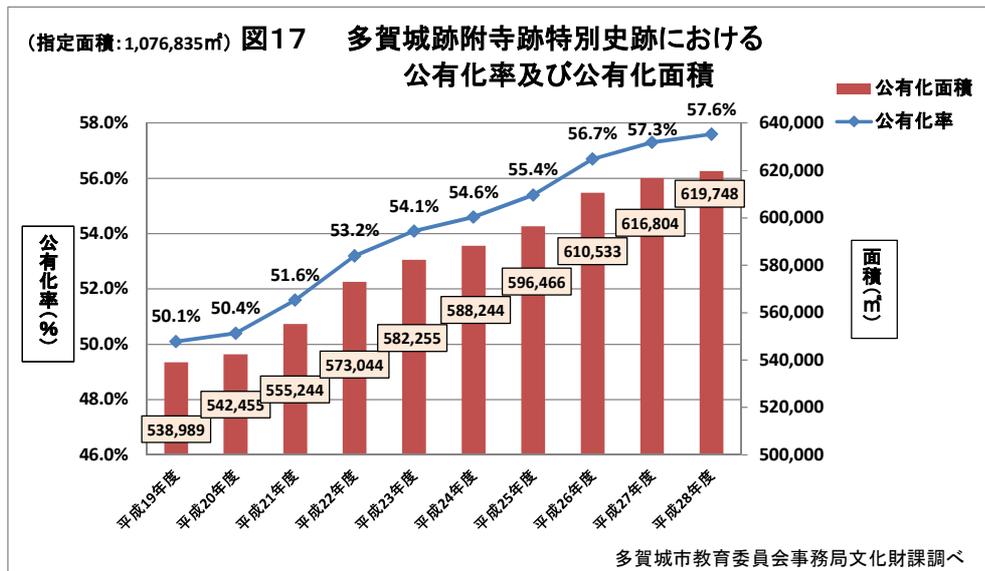
動向と課題

(1) 特別史跡の適正な保存・管理

平城宮跡や大宰府跡と並び日本の三大史跡に数えられる多賀城跡は、大正11年、附属寺院である多賀城廃寺跡とともに、多賀城跡附寺跡として国の史跡に指定され、昭和41年には県内唯一の特別史跡<sup>①</sup>に指定されています。

市民共有の財産として大切に保存するため、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」にしたがって公有化を進めており、平成28年度末の公有化率は57.6%となっています。(図17)

一方、公有地の増加に伴い、多賀城跡の適切な保存・管理に努める必要があります。



① 特別史跡：文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された史跡のうち特に重要なもの。

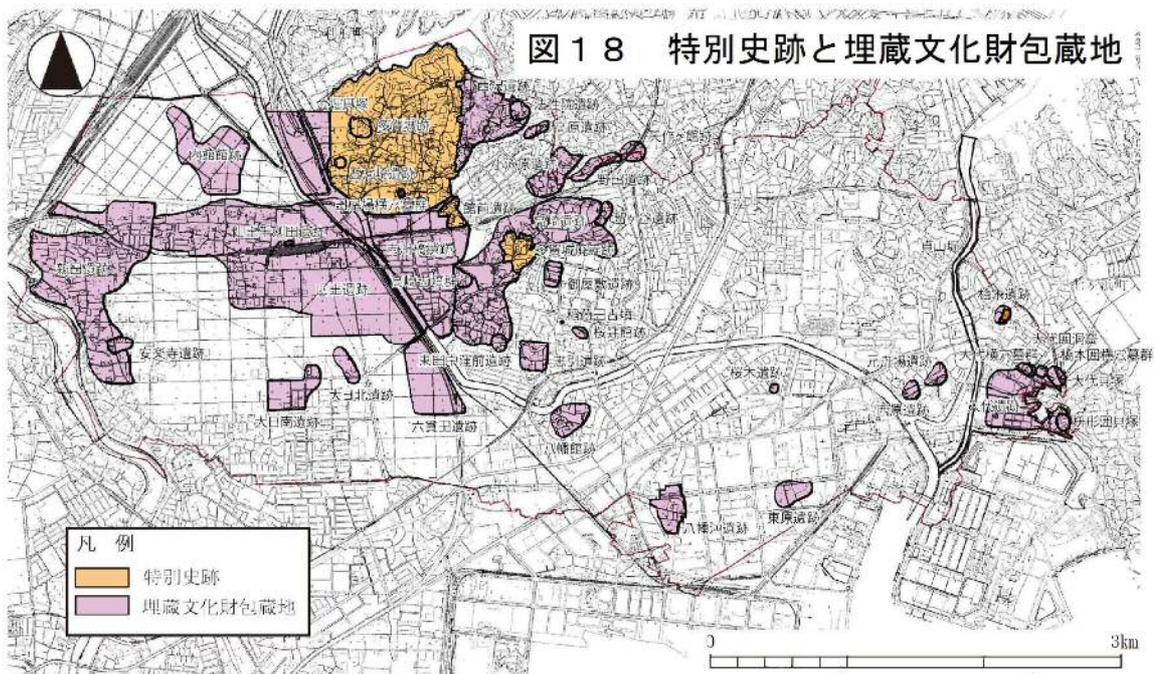
(2) 埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管

本市では、周知の埋蔵文化財包蔵地<sup>①</sup>（「以下「包蔵地」といいます。）及び特別史跡が市域の約4分の1を占めており、特に市の中央部から西部にかけての地域は、住居地域と重なっているところが多く存在します。

(図18)

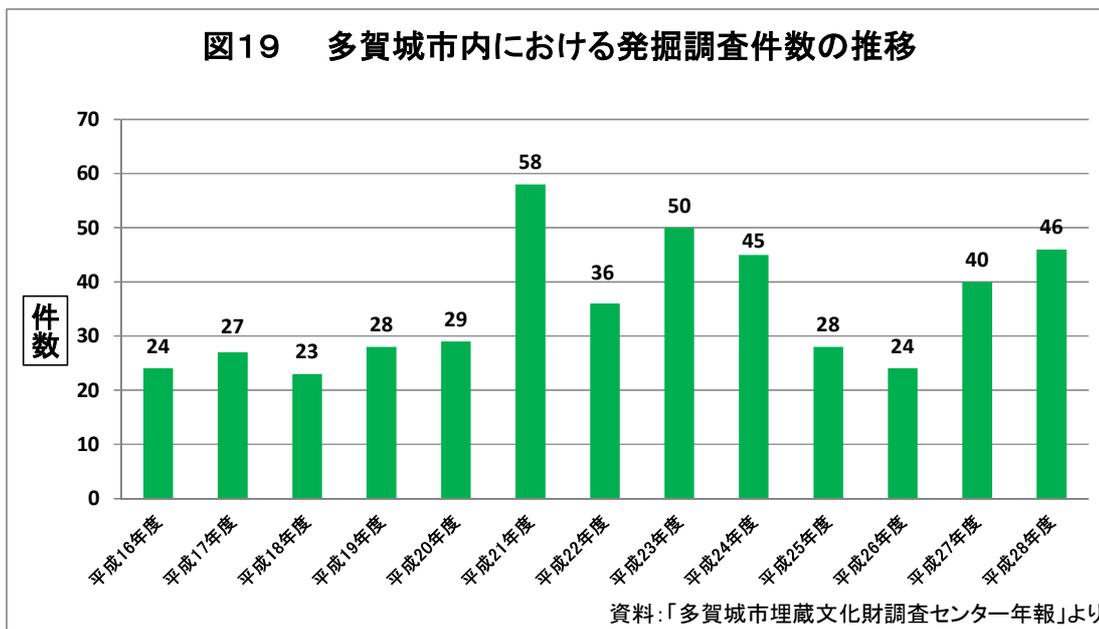
包蔵地内において、遺跡に大きく影響が及ぶような住宅建設や宅地造成工事等の土木工事が発生する場合には、本市の歴史を保存または記録して後世に伝えるため、文化財保護法に基づいて発掘調査を実施しています。

東日本大震災後は、復旧・復興による包蔵地内での住宅の建替えや新築により発掘調査件数が増えており、出土資料や調査記録も増加していることから、それらを適正に保管していく必要があります。(図19)



① 周知の埋蔵文化財包蔵地：土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財といい、それを包蔵する土地として周知されている土地。

図19 多賀城市内における発掘調査件数の推移



### 基本的施策

#### (1) 特別史跡の適切な保存・管理

地域住民や市民団体と連携した除草等の維持管理や景観保全活動のほか、一部を体験学習エリアとして活用しながら、特別史跡等の保護を図ります。

#### (2) 埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管

東日本大震災からの復旧・復興に伴い、急増する発掘調査に対応するために、宮城県等に派遣職員の応援を求めて、迅速な調査に努めます。

また、埋蔵文化財調査センターや埋蔵文化財調査センター体験館の収蔵環境を整備し、出土資料等の適正な保管に努めます。(第5章 第6節に再掲)

## 5-2 文化財の積極的な活用促進

**【目指す姿】**

**文化財に触れるための整備がされ、多くの方が訪れています。**

**動向と課題**

多賀城跡の積極的な活用と次世代への継承を目指した特別史跡多賀城跡復元整備事業は、多賀城の正門である多賀城南門を立体復元しようとするものです。

南門跡周辺の公有化が進展したことや、平成23年度に本市の歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するための「多賀城市歴史的風致維持向上計画」<sup>①</sup>が国の認定を受けたこと等により、多賀城南門復元の機運が高まっています。

これまでの発掘調査成果に再検討の必要が生じた箇所は、再発掘調査によって問題を解決し、復元のための基礎資料が整った状況です。平成28年度には、それらを反映した復元建物の設計が完了したので、周辺整備も含めた完成までの計画等を再検討する必要があります。

**基本的施策**

多賀城南門の復元は、野外博物館的空間として歴史を活かしたまちづくりに寄与するとともに、東日本大震災からの復興の象徴を形作るものです。

専門的な識見を有する検討委員からの指導・助言を得ながら、発掘調査成果に基づき、最新の研究成果を取り入れた設計によって、郷土の誇りとなるような南門の復元を目指します。

---

① 多賀城市歴史的風致維持向上計画：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条に基づき策定した計画。

5-3 文化財の普及啓発の推進

【目指す姿】

多賀城市の歴史に関心を持ち、市内所在の文化財の知識を高めたり、訪れたりしています。

動向と課題

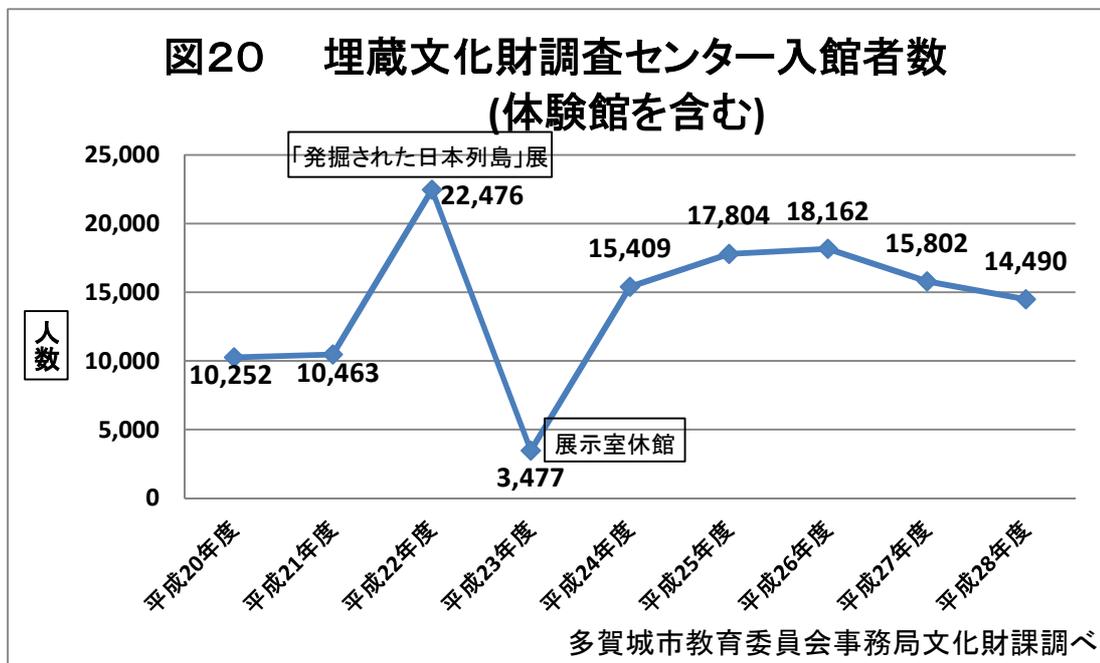
(1) 多賀城市の歴史を知ってもらうための取組

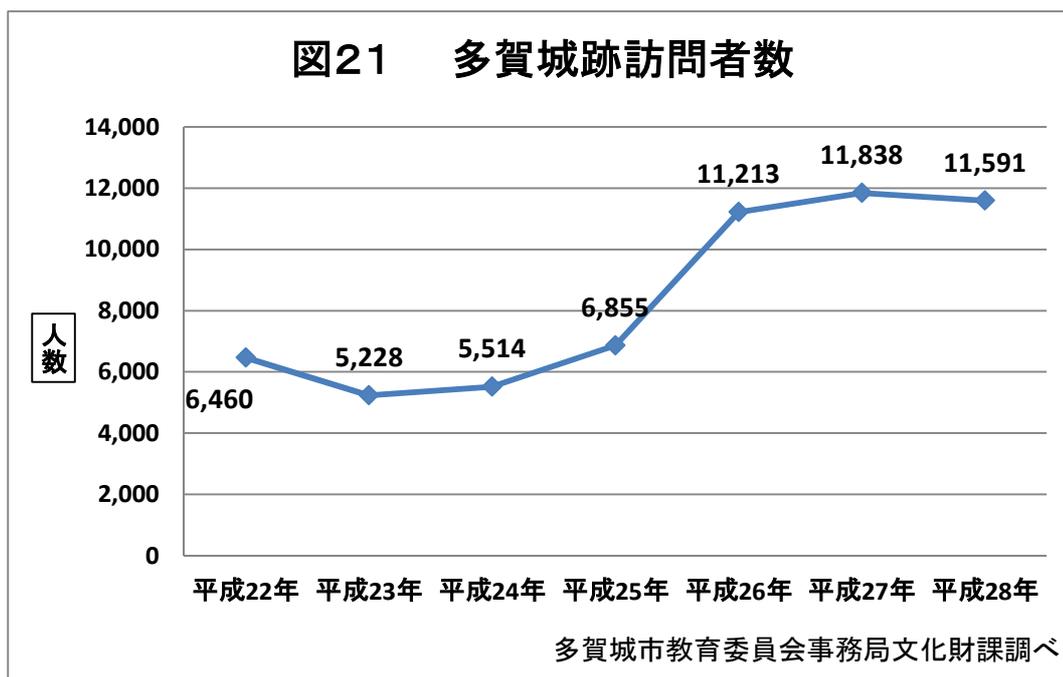
埋蔵文化財調査センターは、埋蔵文化財の発掘調査とともに、歴史・民俗資料の展示や公開を行っています。

また、平成19年11月には、文化財普及啓発活動の新しい拠点施設として埋蔵文化財調査センター体験館が開館し、歴史的な体験学習の機会を提供しています。

このような取組により、埋蔵文化財調査センターの入館者数は増加傾向にあります。また、多賀城跡の訪問者数も、東日本大震災の影響で、一時的に減少しましたが、現在は回復傾向にあります。(図20・21)

今後も、企画展示や講座の開催、体験学習の充実をとおして、歴史に関心を持つ市民を増やしていく必要があります。





## (2) 地域の歴史遺産の保存・継承

市内各地域には、地域の歴史を物語る歴史遺産として、多くの建造物、古文書、石碑及び民俗資料等があります。これらを次世代へ継承していくためには、資料調査を実施し、本市の歴史の全体像を総体的に把握するとともに、保存・継承する意識の向上を促すことが必要です。

## (3) 郷土芸能・伝統芸能の支援

昭和55年8月に開館した郷土芸能道場を拠点施設として、多賀城鹿踊や多賀城太鼓等の郷土芸能の活動を支援しています。

多賀城鹿踊は本市唯一の伝統芸能ですが、後継者育成が課題となっています。

## 基本的施策

### (1) 多賀城市の歴史を知ってもらうための取組

展示会・講座や体験学習会の開催にあたっては、市商工観光課、都市計画課との連携を図り積極的なPR活動を行うとともに、来館者のニーズに応じた催しを企画します。

埋蔵文化財調査センター体験館では、まが玉づくりなど様々な歴史的な体験学習の機会を提供するとともに、館外への出前授業等を積極的に実施します。

**(2) 地域の歴史遺産の保存・継承**

市域全体を対象とした資料調査を行い、その成果をもとに企画展や歴史講座等を開催するなど、本市の歴史の普及啓発に取り組みます。

また、本市において繰り返されてきた災害の歴史を学び、市民の防災意識が後々まで続くよう、災害の経験や記録等をアーカイブ化して、保存・継承のための取組を進めます。（第5章 第6節に再掲）

**(3) 郷土芸能・伝統芸能の支援**

本市の伝統芸能を子どもたちに身近に感じてもらう機会として、多賀城鹿踊を体験する学習を、多賀城市立多賀城八幡小学校と連携して継続的に支援するとともに、伝統芸能への市民の参加と継承を図るため、市内小学生を中心として設立された多賀城鹿踊クラブを支援します。

**第6節 東日本大震災からの復興**

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴い発生した津波により、本市では、多くの尊い命が奪われ建物等が甚大な被害を受けました。現在は、「多賀城市震災復興計画」に基づき、笑顔のあふれるまちをもう一度築きあげるべく、多様な主体が知恵と力を出し合い復興に取り組んでいます。
- 本計画においても、多賀城市震災復興計画に示された教育分野に関連する施策を取り上げています。ここでは、すでに提示した施策の中から、東日本大震災からの復興に関連するものを抜粋して掲載します。

| 施策名                         | 基本事業名                   | 取組内容   | 多賀城市震災復興計画との関連   |
|-----------------------------|-------------------------|--|--|
| 第1節<br>学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 | 1<br>学校・地域が連携した子どもたちの育成 | <p><b>【11ページに記載】</b></p> <p><b>(1)コミュニケーションの向上</b></p> <p>東日本大震災後、地域における人と人とのつながりや地域での支え合いの大切さが改めて認識されています。市民団体や地域のボランティアなどとの協働により、コミュニケーションの向上を図る取組を進めます。</p> | <p><b>【復興施策1】</b></p> <p>「絆」・「つながり」を前提とした、健やかな「暮らし」の確保と、活力ある「しごと」の創出</p> <p>復興基本事業3</p> <p>◆ 地域基盤とつながり強化</p> <p>02 住民自治基盤形成プロジェクト事業</p> <p>「地域自治力を高め、地域内のつながり強化と地域主体のまちづくりを推進していくため、広域的な自治組織立上げ支援と、活動支援、人材育成、行政支援のあり方見直し等を行う。まずは、大代地区公民館の外部化と連携しながら、モデル地区での取組を推進する。」</p> |

第5章 基本的施策

|                        |                            |   |   |
|------------------------|----------------------------|---|---|
| <p>第2節<br/>学校教育の充実</p> | <p>2-1<br/>郷土愛を育む教育の推進</p> | <p><b>【20ページに記載】</b><br/> <b>(3) 防災面からの検討</b><br/>         本市の実情を踏まえた防災教育の推進を図るため、平成27年度に東北大学災害科学国際研究所と連携して作成した「多賀城市防災教育副読本資料集『命を守り 未来をひらく』」を活用し、防災教育の事業実践に取り組みます。<br/>         また、宮城県教育委員会から、平成28年度、29年度の2年間「みやぎ防災教育推進協力校」の指定を受けた東豊中学校の実践事例を市内各小中学校に広げるとともに、多賀城高校災害科学科や大学など地域の教育・研究機関と連携することで、防災教育の充実を図っていきます。</p> | <p><b>【復興施策5】</b><br/> <b>防災意識の向上</b><br/> <b>◆復興基本事業1</b><br/> <b>「逃げる」ことを基本とした防災意識の向上</b><br/> <b>03防災教育事業</b><br/>         「東日本大震災の経験を意識し、防災意識を高めるため、従来の地域における防災講話はもちろん、幼児、児童生徒及び教職員（指導員）を対象とした防災教育を実施する。」</p> |
|------------------------|----------------------------|---|---|

|                            |  |  |
|----------------------------|--|--|
| <p>2-3<br/>健康づくりと食育の充実</p> | <p><b>【27ページに記載】</b><br/><b>(4) 安全な食</b><br/>児童生徒に安全・安心な給食を提供するため、学校給食の放射性物質検査を実施し、結果について市のホームページで速やかな公表に努めます。</p>   | <p><b>【復興施策1】</b><br/>「絆」・「つながり」を前提とした、健やかな「暮らし」の確保と、活力ある「しごと」の創出<br/><b>◆復興基本事業2</b><br/>「個」と「つながり」のそれぞれの視点による健康増進と福祉の推進<br/><b>12放射線測定監視事業</b><br/>「福島第一原子力発電所の事故による市内への影響を明らかにするため、市内の空間放射線量の測定を市施設で継続的に行い、国・県の指導等のもとに、人体に及ぼす影響、健康被害について、その結果と影響（講評）を公表する。」</p> |
| <p>2-4<br/>教育相談体制の充実</p>   | <p><b>【30ページに記載】</b><br/><b>(1) 児童生徒の抱える課題への対応</b><br/>東日本大震災後、社会状況の変化により、相談内容も多様化していることから、スクールソーシャルワーカーを中心として、スクールカウンセラー、心のケア支援員、適応支援員などとネットワークを構成するとともに、学校・家庭・地域と連携した相談体制をつくり、早期対応に努めます。<br/>不登校児童生徒に心の居場所となる支援拠点として「子どもの心のケアハウス」を開設し、関係機関と連携を図りながら、学校復帰に向けた取組を進</p> | <p><b>【復興施策1】</b><br/>「絆」・「つながり」を前提とした、健やかな「暮らし」の確保と、活力ある「しごと」の創出<br/><b>◆復興基本事業2</b><br/>「個」と「つながり」のそれぞれの視点による健康増進と福祉の推進<br/><b>09児童生徒の心のケア事業</b><br/>「被災した児童生徒の健康維持、増進等を図るため、児童生徒やその保護者の心の健康について相談を受け、臨床心理士等の専門機関による相談等を行う。」</p>                                 |

第5章 基本的施策

|                          |  |   |  |
|--------------------------|--|---|--|
|                          |  | めます。  |  |
| 2-5<br>安全・安心な教育環境の整備     | 【33ページに記載】<br>(1)学校施設の整備<br>大規模災害に備えるため、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を促進するとともに、太陽光発電と蓄電池による非常用電源の確保、食糧や飲料水の備蓄などの防災対策を計画的に実施します。                                      | 【復興施策4】<br>減災対策の充実と強化<br>◆復興基本事業2<br>避難拠点と避難経路の確保<br>05災害備蓄品整備事業<br>「災害時における避難拠点での備蓄品の確保を目指し、食料や毛布等の備蓄品に関して、従来の保管場所に各小中学校の余裕教室、社会教育施設等を含めた分散備蓄の配分計画を定めるとともに、備蓄を計画的に実施する。」 |  |
| 2-5<br>安全・安心な教育環境の整備     | 【33ページに記載】<br>(2)学校の安全安心体制の確立<br>自然災害や火災の発生時に、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動が取れるよう、実践的な防災教育を推進します。また、「減災」の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた防災対応マニュアルを整備します。                             | 【復興施策5】<br>防災意識の向上<br>◆復興基本事業1<br>「逃げる」ことを基本とした防災意識の向上<br>11危機管理対策マニュアルの見直し事業<br>「東日本大震災の教訓を踏まえ、危機管理対策マニュアルの見直しを行う」   |  |
| 2-6<br>新たな時代に対応するための取組推進 | 【36ページに記載】<br>(3)より良い学級集団づくりの推進(学校適応アセスメントの活用)<br>学校適応アセスメントを活用し、震災の影響なども含め、的確に児童生徒の内面(心理面)を把握することができることにより、個々の児童生徒の問題を見つけ早期に対応していきます。<br>また、児童生徒にとって居心地の良い学級集団づくりを進 | 【復興施策1】<br>「絆」・「つながり」を前提とした、健やかな「くらし」の確保と、活力ある「しごと」の創出<br>◆復興基本事業2<br>「個」と「つながり」のそれぞれの視点による健康増進と福祉の推進<br>09児童生徒の心のケア事業<br>「被災した児童生徒の健康維持、増進等を図るため、児                       |  |

第5章 基本的施策

第6節 東日本大震災からの復興

|                |                |   |   |
|----------------|----------------|---|---|
|                |                | め、いじめや不登校の防止とともに、安心して学校に登校できる環境づくりを進めます。  | 童生徒やその保護者の心の健康について相談を受け、臨床心理士等の専門機関による相談等を行う。」  |
| 第3節<br>生涯学習の推進 | 3-1<br>学習機会の充実 | <p><b>【38ページに記載】</b></p> <p>(2)生涯学習の復旧・復興</p> <p>民間団体や企業、地元大学などと連携して、防災・減災などの地域課題の解決を目指す学習機会の充実を図ります。</p> | <p><b>【復興施策5】</b></p> <p>防災意識の向上</p> <p>◆復興基本事業1</p> <p>「逃げる」ことを基本とした防災意識の向上</p> <p>06各地区公民館教育事業</p> <p>「防災意識を高めるため、各地区公民館において、社会教育として防災、減災等に対する備え等を学ぶ教室を開催する。」</p> |

|  |                             |  |  |
|--|-----------------------------|--|--|
|  | <p>3-3<br/>芸術文化<br/>の振興</p> | <p><b>【41ページに記載】</b><br/>文化センターを東北随一の文化交流拠点の芸術文化の拠点と位置付け、震災を経験した市民一人ひとりの心の復興を目指し、指定管理者と連携・協力して芸術文化の振興を推進します。</p> | <p><b>【復興施策7】</b><br/>「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進<br/>◆復興基本事業2<br/>文化・音楽を生かしたまちづくり<br/>01 文化センター管理運営事業<br/>「被災地支援として開催された劇団四季のミュージカルや山形交響楽団の演奏は、訪れた人々に大きな感動をもたらしている。音楽等の芸術文化が人々にとって計り知れないほどの貴重な励ましになることに鑑み、文化センターの優れた音響特性を生かした良質な芸術文化を市民に提供するため、民間の能力と専門的なノウハウ、ネットワークを最大限に活用できる指定管理者が行う、文化センターを生かした文化振興事業を推進する。」</p> |
|--|-----------------------------|--|--|

|                         |                             |   |   |
|-------------------------|-----------------------------|---|---|
| <p>5節<br/>文化財の保護と活用</p> | <p>5-1<br/>文化財の調査・保存の推進</p> | <p><b>【50ページに記載】</b><br/>(2)埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管<br/>東日本大震災からの復旧・復興に伴い、急増する発掘調査に対応するために、宮城県等に派遣職員の応援を求めて、迅速な調査に努めます。<br/>また、埋蔵文化財調査センターや埋蔵文化財調査センター体験館の収蔵環境を整備し、出土資料等の適正な保管に努めます。</p>              | <p><b>【復興施策7】</b><br/>「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進<br/>◆復興基本事業1<br/>歴史的風致の維持向上と文化財の活用<br/>09 緊急発掘調査事業<br/>「復旧・復興に際しても文化財を適切に保護・保存するため、埋蔵文化財包蔵地内で実施される復旧・復興事業に伴う発掘調査を実施する。」</p> |
|                         | <p>5-3<br/>文化財の普及啓発の推進</p>  | <p><b>【54ページに記載】</b><br/>(2)地域の歴史遺産の保存・継承<br/>市域全体を対象とした資料調査を行い、その成果をもとに企画展や歴史講座等を開催するなど、本市の歴史の普及啓発に取り組みます。<br/>また、本市において繰り返されてきた災害の歴史を学び、市民の防災意識が後々まで続くよう、災害の経験や記録等をアーカイブ化して、保存・継承のための取組を進めます。</p> | <p><b>【復興施策7】</b><br/>「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進<br/>◆復興基本事業1<br/>歴史的風致の維持向上と文化財の活用<br/>08 被災文化財保全活動事業<br/>「地域社会の文化的再生を目指し、被災した古文書等の保全を図るため、これらの修復・調査を行う。」</p>               |

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 点検・評価の実施

「多賀城市教育振興基本計画」を総合的に推進するにあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、学識経験者の意見を活用し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を実施します。

また、その結果を報告書としてまとめ議会に提出するとともに、市ホームページ等に公表して広く周知します。

### 2 関係機関等との連携・協働

本計画の施策を効果的かつ効率的に推進するために、庁舎内の関連部局や地域、学校、関係団体等との連携・協働を図ります。

### 3 情報収集と発信

変化の激しい今日の社会において、絶え間なく新たな教育課題が生じています。そのため、本市では、丁寧な情報発信に努めるとともに、市民や関係機関等からの意見や情報の把握を行います。

#### 【参 考】

##### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律■

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 資料編

## 多賀城市教育振興基本計画策定会議実施要綱

(平成25年4月1日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく多賀城市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり意見の聴取を行うため、多賀城市教育振興基本計画策定会議（以下「会議」という。）を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 会議の委員は6名以内で構成し、次のいずれかに該当する者から教育委員会が決定する。

- (1) 教育に関し識見を有する者
- (2) 学校教育関係者である者
- (3) 社会教育関係者である者

(会議の開催等)

第3条 会議は、4名以上の委員の参加をもって実施するものとする。

- 2 参加者の互選により、議長及び副議長を定めるものとする。
- 3 第2条各号に該当しない者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本計画の策定をもってその効力を失う。

## 多賀城市教育振興基本計画策定会議委員

|   | 氏名    | フリガナ    | 職名                |
|---|-------|---------|-------------------|
| 1 | 水谷 修  | ミズタニ 修  | 東北学院大学教養学部教授      |
| 2 | 千葉 邦彦 | チバ 邦彦   | 学識経験者             |
| 3 | 河野 優子 | コノ 優子   | 父母教師会連合会会長        |
| 4 | 小畑 幸彦 | オハタ 幸彦  | 多賀城市校長会会長         |
| 5 | 阿部 豊子 | アベ トヨコ  | 生涯学習100年構想実践委員会会長 |
| 6 | 藤沼 邦彦 | フジヌマ 邦彦 | 多賀城市文化財保護委員       |

※職名は平成25年4月1日現在

## 策定経過

- ・平成22年度 平成22年第1回市議会定例会「施政方針」で、市長が平成22年度中の計画策定を明言（平成22年度は教育委員会事務局内で会議を1回開催）
- ・平成23年度 平成23年3月の東日本大震災を受け、策定作業中断
- ・平成24年度 公共施設等の災害復旧工事等が落ち着いた平成24年12月から策定作業を再開
- ・平成25年度  
平成25年4月1日 「多賀城市教育振興基本計画策定会議実施要綱」施行

## 【多賀城市教育振興基本計画策定会議開催状況】

|                              |         |                          |
|------------------------------|---------|--------------------------|
| 平成25年7月1日                    | 第1回策定会議 | 計画概要の説明、意見聴取             |
| 平成25年8月22日                   | 第2回策定会議 | 前回会議からの修正点の説明、基本的施策について他 |
| 平成25年10月8日                   | 第3回策定会議 | 同上                       |
| 平成26年1月17日                   | 第4回策定会議 | 計画案の取りまとめ                |
| 平成26年3月25日                   | 第5回策定会議 | 計画案の最終調整                 |
| ※その後、事務局内で調整、検討会議の議長に最終確認を依頼 |         |                          |

平成25年10月30日 教育委員会で中間報告

平成25年12月24日 行政経営会議に報告

・平成26年度

平成26年9月22日 教育委員会で中間報告

平成26年11月10日 行政経営会議に報告

→会議の結果、新教育委員会制度への移行、教育に関する施策の大綱の策定が予定されていたことから、それらを踏まえた内容とすべきこと及び計画策定時期を検討することとなった。

・平成27年度

平成27年4月 新教育委員会制度への移行

(教育長在任期間の平成28年9月まで、特例により旧制度により運営)

・平成28年度

平成28年10月「教育に関する施策の大綱」策定

→上記の条件が整ったことから、平成26年度当時からの状況変化等を踏まえて修正した計画案を作成

・平成29年度

平成29年5月9日 教育委員会で報告

平成29年5月15日 行政経営会議に報告

平成29年5月30日 市議会全員協議会で説明

平成29年6月5日～16日 パブリックコメント実施

平成29年6月23日 教育委員会において「教育振興基本計画」を審議し、決定